

国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」
整備基本計画

草加市教育委員会

序

草加松原は、“今なお『おくのほそ道』の時代を偲ぶ風致景観である”と評価され、平成26年（2014年）3月、「おくのほそ道の風景地」として、国の名勝に指定されました。

草加市教育委員会では、この指定を受け草加松原の積極的な保存・活用を図るため、平成29年（2017年）3月に『国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画』を定めました。

今回策定した『国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」整備基本計画』は、保存活用計画に基づき、具体的な整備を進めるに当たって、草加松原の本質的価値を損なわず、必要な整備を計画的に実施するため策定したものです。

計画の検討に当たっては、学識経験者、草加市民で構成する「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用委員会の委員の皆さまに、計画立案の段階から協議の場に参画をいただくとともに、文化庁、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、埼玉県教育委員会、また、本計画に関わりのある各機関の皆さまから多大なるご指導・ご助言を賜りました。

計画の策定に当たりご尽力をいただきました皆さまに、改めて深く感謝を申し上げます。

草加市教育委員会といたしましても、本計画により草加松原が計画的に整備され、先人たちが守り継いできた貴重な財産として次世代に確実に継承されるよう、また、市民の皆さまが誇りと感じ、訪れた方々に草加松原の価値を理解していただけるよう取り組んでまいりますので、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年（2019年）8月

草加市教育委員会
教育長 高木 宏 幸

国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」 整備基本計画 目次

第1章 計画策定の経緯と目的	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の目的	2
(1) 計画の目的	2
(2) 計画の対象	2
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の評価・見直し	2
3 委員会の設置	4
(1) 設置及び委員等	4
(2) 委員会の協議経緯	8
第2章 整備基本計画	9
1 名勝指定地及び周辺環境の現状と課題	9
(1) 保存のための整備の現状と課題	9
(2) 活用のための整備の現状と課題	10
(3) 周辺地域の環境保全の現状と課題	14
2 全体計画	21
(1) 整備方針	21
(2) 事業及び工程	23
3 計画実施のための手順	32
(1) 施設整備基準に準拠した整備	32
(2) 計画段階の事前協議	32
(3) 遺構確認（立会）	32
4 整備計画	33
(1) 保存のための整備	33
(2) 活用のための整備	35
5 周辺地域の環境保全方針	41
(1) 名勝指定地に隣接する場所の景観形成	41
(2) 景観条例等による名勝指定地周辺の景観形成	41
第3章 事業推進体制	42
1 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用委員会	42
2 庁内会議組織	42
第4章 今後の課題（将来的に実施する整備）	43
資料	45
1 「草加松原」及び周辺に関わる景観形成基準	45
2 「草加松原」及び周辺に関わる色彩基準	47

第1章 計画策定の経緯と目的

1 計画策定の経緯

「おくのほそ道の風景地 草加松原」（以下「草加松原」と記します。）は埼玉県草加市にある国指定文化財の名勝です。松原の成立時期は明らかではありませんが、一説では、天和3年(1683年)の綾瀬川開削に伴い、右岸沿いの日光街道が整備された際に植えられたと伝えられています。そして、江戸時代の植樹以降、時代の変遷とともに周辺環境が大きく変化してきましたが、松並木と道（日光街道）、綾瀬川による風致景観の構成は、各時代の人々の手によって継承されてきました。

この松原は、「俳聖」と称された日本の代表的な俳諧師である松尾芭蕉が著した紀行文学の傑作である『おくのほそ道』の中で、奥羽長途の旅へと歩み出した第一日目の感慨を記した草加宿に連なる景観です。綾瀬川の改修に伴って造成された街道の両側には、芭蕉の一行が通過したところから後の時代にかけてマツが植え足され、今や長さ1.5kmもの松並木にまで成長を遂げました。幹回りが2mにも及ぶ複数の古木を含め、川に沿って延びる松並木の風景は壮観であり、草加市のシンボルとして草加市民を始めとする多くの方々に愛されています。

平成26年（2014年）3月18日、松尾芭蕉の紀行文『おくのほそ道』にゆかりある草加松原を含む13か所の風景地が国の名勝に指定された後、「草加松原」を保存して活用を図っていくために、『国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画』を平成29年（2017年）3月に策定しました。

この保存活用計画で定める整備の基本方針に基づき（※）、「草加松原」の保存・活用を図っていくための具体的な整備を進めるに当たって、名勝としての本質的価値を損なわず計画的に整備を実施していくために、整備計画を策定するものです。

（※）整備の基本方針

- ・「草加松原」の本質的価値を構成する諸要素を適切に維持・改善し、周辺地域と連携して、公開・活用に必要な施設等を整備する。

2 計画の目的

(1) 計画の目的

名勝指定地の維持管理は、現在、草加市都市整備部及び建設部が行っています。名勝指定地の隣接地は、東側の綾瀬川を国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、西側の県道足立越谷線を埼玉県県土整備部越谷県土整備事務所が管理しています。このように、指定地及び周辺の管理には国、県、市を始めとする多くの機関が関わっており、市内の各担当課や機関が維持や管理に必要な整備を予定しています。

このような状況の中で、各担当課や機関が個別に対応した場合、「草加松原」の風致景観に影響を与えるおそれがあります。

『文化財は一度壊れてしまえば永遠に失われてしまう』『保存に悪影響を及ぼすような活用があってはならない』（「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」より抜粋）との考えが文部科学省設置の文化審議会からも示されていることから、「草加松原」を次世代へと確実に伝えていくための整備の方針を定め、必要な整備を計画的に実施することを目的として本計画を策定します。

(2) 計画の対象

本計画は、埼玉県草加市のほぼ中心部に位置する「草加松原」及びその保存・活用に影響する範囲として、その風致景観に影響する隣接地の綾瀬川や県道足立越谷線等を含む名勝指定地とその周辺一帯を対象とします。

(3) 計画の期間

計画期間は、令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間とします。

(4) 計画の評価・見直し

本計画は、「草加松原」を次世代へと確実に伝えていくことを目的としていることから、長期的な視点で保存・活用を図っていく事業等も含まれます。そのため、本計画の推進に当たっては、経過観察等による保存・活用状況、社会的環境の変化、また、事業の進捗状況の評価を踏まえて、本計画の内容を変更する必要がある場合には、見直しを行うこととします。

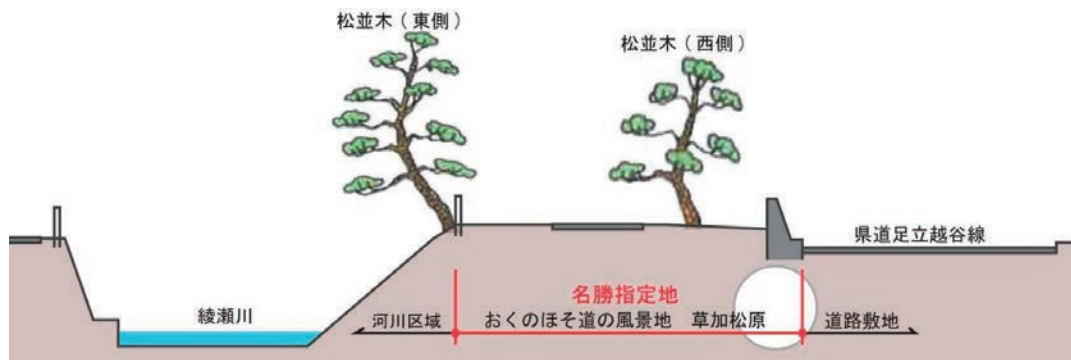


図 1-1：計画対象範囲の状況模式図

※ 本図は、計画対象地の状況を示すための模式図です。道路や河川の幅員等を正確に示した図ではありません。

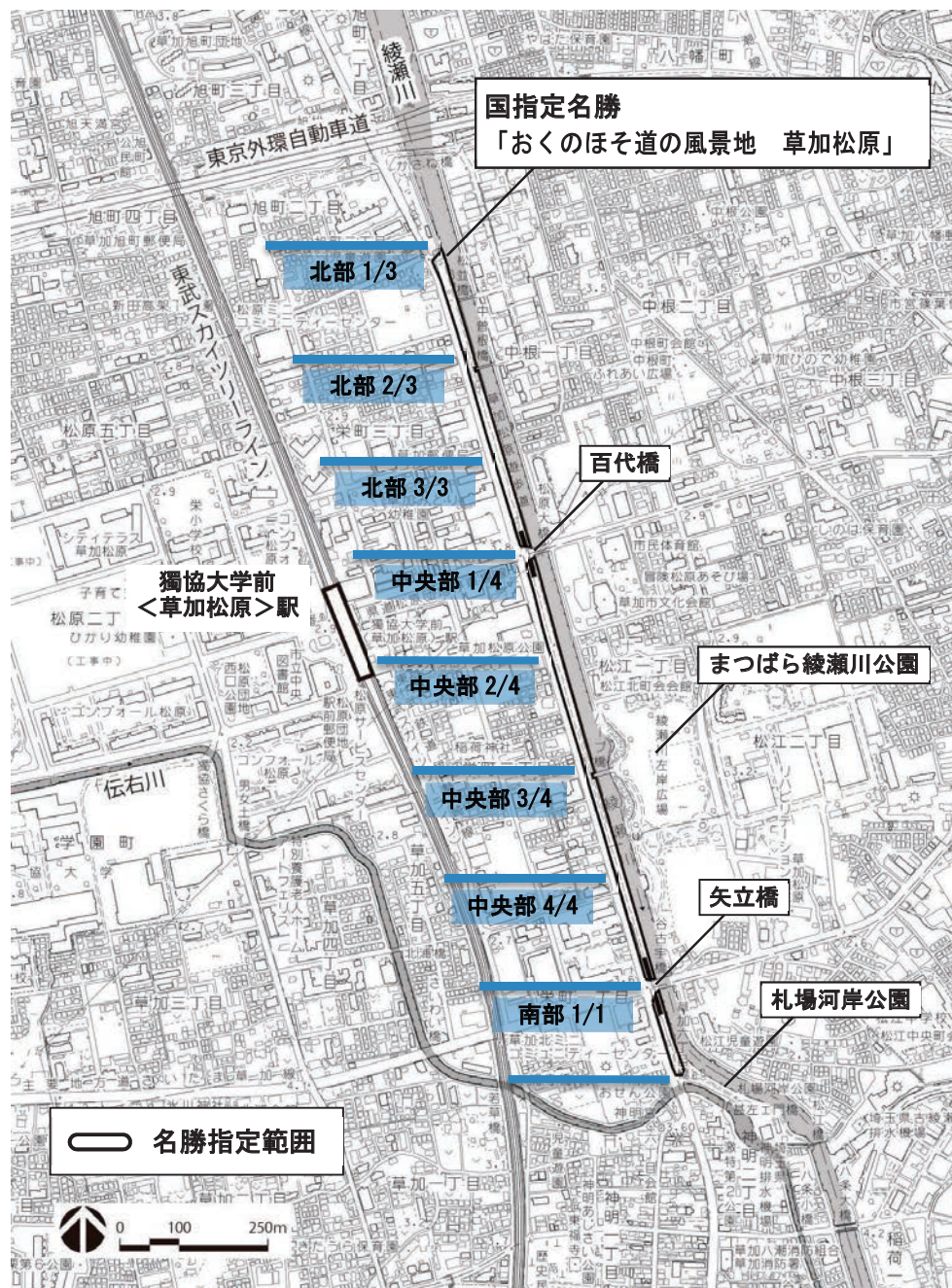


図 1-2：計画対象範囲図

※ 「北部 1/3」から「南部 1/1」までの表記は、P15～P20 の〈現況平面図〉、P25～P30 の〈計画平面図〉と対応するものです。

3 委員会の設置

(1) 設置及び委員等

草加市教育委員会では、草加松原の保存・活用に関することについて協議し、保存活用計画に基づき、風致景観を維持しつつ、必要な整備が行えるよう専門的見地から助言をいただくことを目的として、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用委員会（以下、「保存活用委員会」と記します。）を平成29年（2017年）6月に設置しました。委員は専門的知見を有する学識経験者及び草加市民で構成されました。（表1-1）

本計画の策定に当たっては、まず、庁内会議組織（国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」整備計画検討会及び国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」整備計画検討会ワーキンググループ）を設置して庁内の意見交換、関係部局との調整を図りました。（表1-2、1-3）

この調整内容を基に、保存活用委員会を平成30年度（2018年度）・令和元年度（2019年度）に計4回開催し、庁内会議組織で取りまとめた整備計画（案）について助言、指導を受けるため協議を行いました。

また、文化庁文化財第二課及び埼玉県教育局市町村支援部文化資源課からの指導及び助言を得て、さらに国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所と調整を行ってきました。

表1-1：国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用委員会 名簿

役職	氏名	備考	分野等
委員長	白川部 達夫	東洋大学文学部史学科教授	歴史
副委員長	石岡 憲雄	草加市文化財保護審議会会長	歴史
委員	山田 利博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	植物
委員	黒田 乃生	筑波大学芸術系世界遺産専攻教授	景観・造園
委員	押田 佳子	日本大学理工学部まちづくり工学科准教授	まちづくり
委員	榎本 武彦	草加市町会連合会会長	民間

（任期：平成29年（2017年）9月7日から令和元年（2019年）9月6日まで）

助言指導者（オブザーバー）

平澤 毅 文化庁文化財第二課主任文化財調査官
青木 達司 文化庁文化財第二課文化財調査官
埼玉県教育局市町村支援部文化資源課指定文化財担当
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

事務局

草加市教育委員会教育総務部生涯学習課

国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用委員会設置要綱

平成 29 年 6 月 22 日
教委告示第 14 号

(設置)

第 1 条 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」(次条において「草加松原」という。)の保存及び活用について、各分野の専門的見地から助言、指導及び協力を得るとともに、草加松原の文化財としての価値を守り、後世へ継承していくことにより、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画(次条において「保存活用計画」という。)に定める目標像を実現するため、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 草加松原の保存及び活用に関すること。
- (2) 保存活用計画に関すること。
- (3) 草加松原の整備に関すること。
- (4) その他保存活用等に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから草加市教育委員会(以下この条において「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

表 1-2: 平成 30 年度 (2018 年度) 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」整備計画検討会 名簿

整備計画検討会		整備計画検討会ワーキンググループ	
教育総務部副部長	青木 裕	総合政策課主事	西塔 翼
教育総務部副部長 (施設担当)	野川 雄一	文化観光課主事	門脇 誕乙
総合政策課長	益田 正俊	交通対策課課長補佐	湯浅 和宏
自治文化部参事(兼) 文化観光課長	杉浦 めぐみ	環境課課長補佐	小関 隆志
交通対策課長	石鍋 武	みどり公園課 計画・事業係長	堀中 秀則
環境課長	森田 健	建設管理課課長補佐	金森 昌宏
みどり公園課長	岡田 哲弥	河川課主幹(兼) 排水機場係長	藤田 好一
建設管理課長	田口 尚丘	道路課主幹(兼) 工務係長	荒井 寿文
河川課長	遠藤 健一	維持補修課主査	大垣 直人
建設部副部長(兼) 道路課長	石川 直浩	生涯学習課課長補佐	矢島 高
維持補修課長	斉藤 隆史		
生涯学習課長	板橋 克之		

表 1-3: 令和元年度 (2019 年度) 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」整備計画検討会 名簿

整備計画検討会		整備計画検討会ワーキンググループ	
教育総務部副部長	福島 博行	総合政策課主任	神長 瞬
教育総務部副部長 (施設担当)	野川 雄一	文化観光課主事	門脇 誕乙
総合政策課長	平木 勇二	交通対策課課長補佐(兼) 交通安全係長	井田 明宏
自治文化部副部長(兼) 文化観光課長	杉浦 めぐみ	環境課環境推進係長	松田 信一郎
交通対策課長	石鍋 武	みどり公園課主幹(兼) 保全・育成係長	石倉 新治
環境課長	小関 隆志	建設管理課課長補佐	金森 昌宏
みどり公園課長	岡田 哲弥	河川課課長補佐(兼) 排水機場係長	宮崎 航
建設管理課長	田口 尚丘	道路課主幹(兼)工務係長	荒井 寿文
建設部副部長(兼) 河川課長	斉藤 隆史	維持補修課主査	大垣 直人
道路課長	馬場 啓介	生涯学習課課長補佐	矢島 高
維持補修課長	遠藤 健一		
生涯学習課長	板橋 克之		

国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」整備計画検討会設置要綱

平成 30 年 7 月 12 日

(設置)

第 1 条 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」整備計画（以下「整備計画」という。）を策定するため、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」整備計画検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 整備計画の策定に関すること。
- (2) その他整備計画に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 検討会は、教育総務部副部長（教育長が指名する者に限る。）、総合政策課長、文化観光課長、交通対策課長、環境課長、みどり公園課長、建設管理課長、河川課長、道路課長、維持補修課長及び生涯学習課長をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 4 条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、教育総務部副部長をもって充てる。
- 3 副会長は、生涯学習課長をもって充てる。
- 4 会長は、検討会を代表し、会務を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会長は、会員が検討会を欠席する場合には、当該会員の代理者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第 6 条 検討会における調査及び研究の資料を作成するため、検討会にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、原則として会員が所属する課の主査級以上の職員のうちから、当該会員が指名する者をもって組織する。
- 3 ワーキンググループに座長及び副座長各 1 人を置く。
- 4 座長及び副座長は、ワーキンググループの構成員の互選による。
- 5 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を掌理する。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 ワーキンググループは、座長が招集し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第 7 条 検討会及びワーキンググループは、その所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(設置期間)

第 8 条 検討会及びワーキンググループの設置期間は、整備計画の策定が終了するまでの間とする。

(庶務)

第 9 条 検討会の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 12 日から施行する。

(2) 委員会の協議経緯

保存活用委員会による協議経緯の概要は次のとおりです。

■ 第1回 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用委員会

開催日 平成30年(2018年)9月21日(金)

場所 草加市文化会館 第1会議室

審議内容：(1) 整備計画(案)の内容検討
(2) 安全柵の改修
(3) その他

■ 第2回 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用委員会

開催日：平成30年(2018年)11月30日(金)

場所：草加市文化会館 第2会議室

審議内容：整備計画(案)の内容検討

■ 第3回 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用委員会

開催日：平成31年(2019年)2月7日(木)

場所：松ロイヤルビル 6階会議室

審議内容：(1) 整備計画(案)の内容検討
(2) 平成30年度実施整備報告

■ 第4回 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用委員会

開催日：令和元年(2019年)7月12日(金)

場所：草加市文化会館 第1会議室

審議内容：(1) 整備計画(案)の内容検討
(2) トイレの内装改修



図1-3：第1回保存活用委員会の状況(平成30年(2018年)9月21日)

第2章 整備基本計画

1 名勝指定地及び周辺環境の現状と課題

(1) 保存のための整備の現状と課題

名勝指定地の保存のための整備は、「本質的価値を構成する有形の諸要素」の松並木（西側）、道（日光街道）、地下に埋蔵されている遺構・遺物が対象となります。

① 松並木（西側）

草加松原の松並木については、平成 27 年度（2015 年度）に草加市都市整備部みどり公園課が樹木診断や土壌調査を実施して、マツの健全度を判定しています。平成 27 年度（2015 年度）の調査によると、草加松原公園及び札場河岸公園内には 634 本のマツが生育しており、そのうち、名勝指定地内には、西側（県道側）を中心に 445 本が生育しています。

調査で古木と判定された樹齢の長いマツが名勝指定地内に 12 本あり、古木には、空洞・腐朽や治療痕があるマツがあります。また、マツの過去の倒木・枯死伐採の記録を見ると、全てが古木であり、倒木防止対策や、後継樹の育成が課題となっています。

県道側には若木のマツが多く植えられており、植栽密度が高すぎる場所や、二列状に植栽されている場所等、松並木の景観やマツの生育環境として適切ではない場所があります。

平成 27 年度（2015 年度）の調査結果では、健全度が低いと判定されたマツは少なく、マツの生育状況は比較的良好であるという結果が出ていますが、マツが植栽されている場所は、佐藤落しの暗渠化、車道の移設、堤体の嵩上げ等の土木工事が行われてきた場所で、マツの生育に適正な土壌環境とはいえないため、土壌改良や踏圧防止等による環境改善が必要になっています。

また、平成 27 年度（2015 年度）の調査以降、照明灯の改修やライトアップ照明の整備等の松並木周辺の生育環境も変化しているため、これらの整備がマツの生育に与える影響について、調査等を実施して確認していく必要があります。

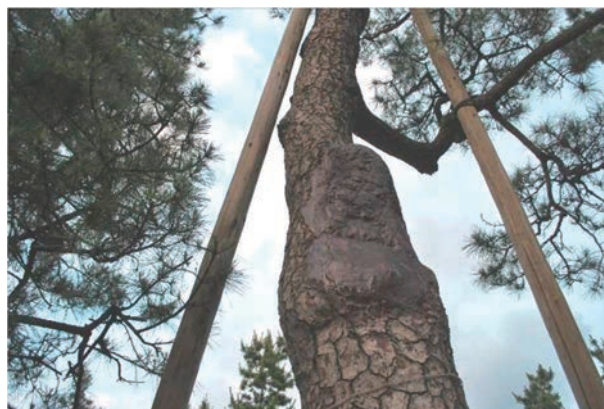


図 2-1：治療痕がある古木



図 2-2：植栽密度が高い県道側の松並木(左)

② 道（日光街道）

名勝指定地内の道（日光街道）は、土の道でしたが、国道となって以降舗装され、現在の姿は、昭和 60 年（1985 年）の埼玉シンボルロード計画により公園の園路として整備されたものです。

園路は設置から 30 年以上が経ち、改修が検討されています。現在の園路は、「草加松原」の景観として定着しているものではありませんが、名勝を構成する要素として、景観上相応しいか、園路の改修を機会として検討する必要があります。



図 2-3：舗装整備前の道（日光街道）の様子
昭和 8 年（1933 年）草加町保勝会絵葉書

③ 地下に埋蔵されている遺構・遺物

これまで名勝指定地内や周辺地域での発掘調査は未実施であるため、地下遺構や遺物は確認されていません。平成 30 年度（2018 年度）の照明灯改修に伴う掘削時においても、最大深さ 180cm まで掘削を行いましたが、遺構等は確認されませんでした。

近代以降の道路整備や公園整備で地下遺構は残っていない可能性があります。地下遺構の確認は、松並木や街道の変遷を把握するためにも重要であるため、今後の掘削を伴う整備実施時には留意する必要があります。

(2) 活用のための整備の現状と課題

名勝指定地は、県道足立越谷線と綾瀬川に隣接するため、公園施設や道路施設等様々な施設（ベンチ、トイレ、安全柵など）が活用のための整備の対象となります。

① 入口

名勝指定地は、横断歩道や橋梁が周辺からの導入部になります。導入部のうち、東武スカイツリーラインの新田駅、獨協大学前＜草加松原＞駅、草加駅の各方面からの接続部となる指定地北端（北側入口）、中央（中央入口）、南端（南側入口）が主要な入口として位置付けられます。

各入口には、四阿やトイレ、案内・解説板等の施設が「草加松原」の来訪者に対する便益機能として整備されています。

表 2-1：主要な入口（位置は図 2-4 参照）

A：北側入口	新田駅方面からの導入部となる入口で、誘導案内板や四阿、滝と流れが設置されています。
B：中央入口	獨協大学前＜草加松原＞駅や文化会館からの導入部となる入口で、トイレ、誘導案内板・解説板、四阿が設置されています。
C：南側入口	草加駅や旧草加宿方面からの導入部となる入口で、名勝指定地内にトイレ、誘導案内板・解説板、望楼（展望施設）、隣接地に総合案内板、休憩所が設置されています。

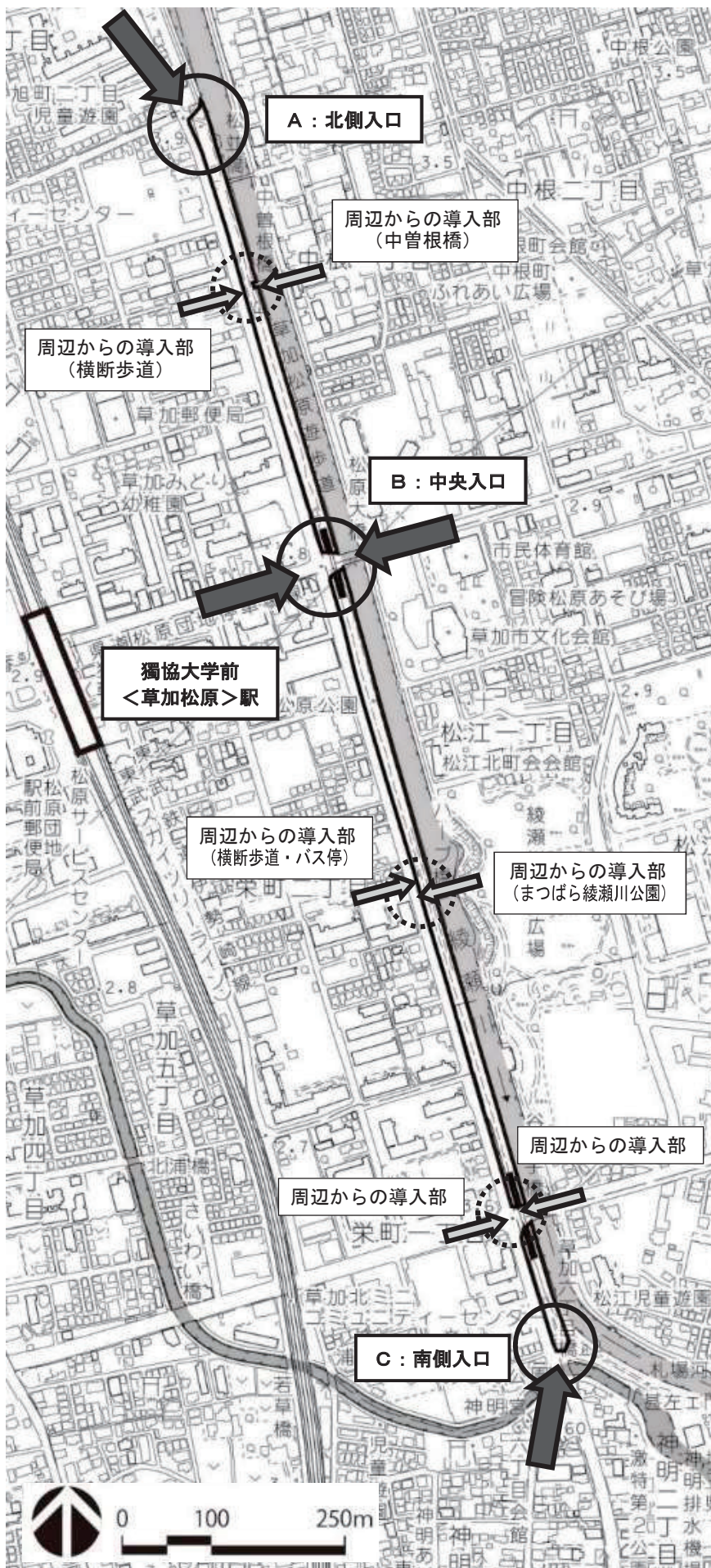


図 2-4 : 入口位置図

A : 北側入口

新田駅方面からの導入部となる入口

<既存施設>

誘導案内板、四阿、滝と流れ



北側入口の現況写真

B : 中央入口

獨協大学前〈草加松原〉駅や文化会館からの導入部となる入口

<既存施設>

トイレ、誘導案内板・解説板、四阿



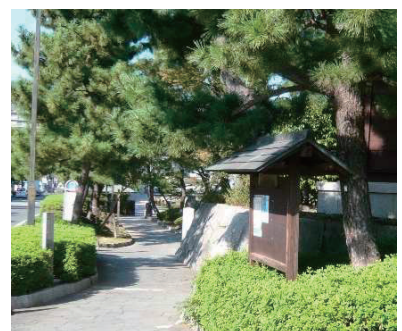
中央入口の現況写真

C : 南側入口

草加駅や旧草加宿方面からの導入部となる入口

<既存施設>

休憩所（名勝指定地外）、トイレ、望楼（展望施設）、誘導案内板・解説板、総合案内板（名勝指定地外）



南側入口の現況写真

② 園路・広場

園路は、「本質的価値を構成する有形の諸要素」の道（日光街道）の機能を継承する施設です。現在の園路は、昭和 60 年（1985 年）の埼玉シンボルロード計画での整備に際して設置されたものです。

鉄平石乱張舗装の既存園路は細かい段差がある他、園路隣接部には自転車通行によるわだち等により降雨時に水溜りができる等の課題が生じています。

また、現在の園路は公園内の演出を考慮して湾曲した線形で整備されている箇所がありますが、江戸時代の絵図から、松並木下の道は南端から北端まで並木に沿った直線状の土の道であったことが伺えるため、「草加松原」の風致景観を形成する要素として、現在の園路の舗装や線形、幅員等が相応しいか、検討する必要があります。

③ 休養・便益・管理施設

名勝指定地内や隣接する札幌河岸公園内に設置されている四阿・休憩所、ベンチ等の休養施設には、経年劣化が進んでいる施設があるため、風致景観との調和に配慮しつつ、施設更新や改修を実施する必要があります。

名勝指定地内のトイレは、内装や設備の経年劣化が進んでいるため、適正な衛生環境を来訪者に提供するための改修が必要になっています。

名勝指定地は、草加松原公園として終日公開しているため、夜間も利用されています。そのため、既存照明設備の照度不足解消や夜間演出を考慮して、照明灯の改修、松並木や橋梁のライトアップ照明の整備を実施しています。

河川区域沿いに設置されている安全柵は、経年劣化が進んでいるため、来訪者の安全性確保や風致景観との調和に配慮しつつ、更新や改修を実施する必要があります。



図 2-5：老朽化しているベンチ



図 2-6：安全柵の老朽化による補修箇所

④ サイン類

名勝指定地内には、名勝や公園の誘導案内板、解説板の他、県道と河川に隣接しているため、交通標識や周辺施設の誘導案内板、河川の注意・啓発看板等のサイン類が数多く設置されています。

サイン類の乱立は、風致景観に影響するため、必要な機能を維持しつつ、移設等も含めた取り扱いを検討する必要があります。

⑤ 修景施設及び植栽

名勝指定地内の滝と流れは、埼玉シンボルロード計画でせせらぎゾーンとして整備されたものであり、30年以上が経過しています。

マツ以外の植栽については、公園の入口となる場所や河川沿いに修景木が植栽されています。これらの樹木の多くは草加松原が遊歩道化された以降に植栽されたものと思われ、マツの生育や風致景観へ影響を与える可能性もあるため、取扱いを検討する必要があります。

また、名勝指定地は、県道と綾瀬川に隣接しているため、指定地境界部には、県道側擁壁や河川構造物が設置されており、景観に影響を与えています。



図 2-7：入口の修景植栽（南側入口）

⑥ ソフト事業

ソフト面では、市民や来街者に向けた、パンフレット等の印刷物の配布、マスコミなどへの情報提供、インターネットの活用などによる情報発信など、また、市内児童に向けた、学校副読本での紹介や校外学習での草加松原への訪問、さらに、草加松原でのイベント実施者や事業者等に向けた保存活用計画概要版の配布など、「草加松原」の周知や利活用に向けた事業を実施しています。

また、遺構・遺物の調査については、遺構確認のための発掘調査は実施していませんが、掘削を伴う整備の際には草加市教育委員会が立会いを求めるなど、埋蔵文化財の保護に取り組んでいます。



図 2-8：来街者に向けたパンフレット

(3) 周辺地域の環境保全の現状と課題

① 松並木（東側）と綾瀬川

松並木（東側）と綾瀬川は、名勝指定地外に所在する要素ですが、指定地と一体となつての風致景観を構成する重要な要素として「本質的価値を構成する周辺の諸要素」に位置付けられています。

松並木は、平成 27 年度（2015 年度）の調査によると、名勝指定地外の東側（綾瀬川側）に 189 本あり、そのうち古木が 40 本で、指定地内より樹齢の長いマツが多く残っています。これら指定地外のマツも、指定地内の松並木と一体的に維持管理を行い、継承していくために必要な整備を実施していく必要があります。

綾瀬川では、将来的に河川改修が予定されており、さらに、河川改修以外でも、松並橋の撤去（北部）、綾瀬川の草加松原側に設置されている三ツ橋排水樋管施設（北部）の更新や旧住宅・都市整備公団樋管（北部）の撤去等が予定されています。これらの整備は、名勝指定地の地形改変を伴うものや、指定地の利用に影響するものもあるため、事業者と事前に十分な協議・調整を行っていく必要があります。

② 名勝指定地に隣接する施設

指定地南側に隣接する札場河岸公園の休憩所は、休憩・情報発信の場として、平成 29 年度（2017 年度）に内装がリニューアルされ、指定地と一体的に利用されていますが、排水設備等のインフラの改善整備が計画されています。

③ 周辺地域の景観

草加松原は、草加市景観条例及び草加市景観計画によって、行政が市民、事業者とともに重点的に景観づくりを推進していく「重点地区」に位置付けられ、地区固有の景観形成基準が設けられています。

草加市景観条例及び草加市景観計画は、改定に向けた取組が進められており（令和 2 年度（2020 年度）改定予定）、改定後の景観形成基準に沿って、良好なまちなみ景観を誘導していく必要があります。



図 2-8 : 松並橋 (指定地外より)



図 2-9 : 三ツ橋排水樋管施設 (指定地内より)



図 2-10 : 旧住宅・都市整備公団樋管 (指定地内より)

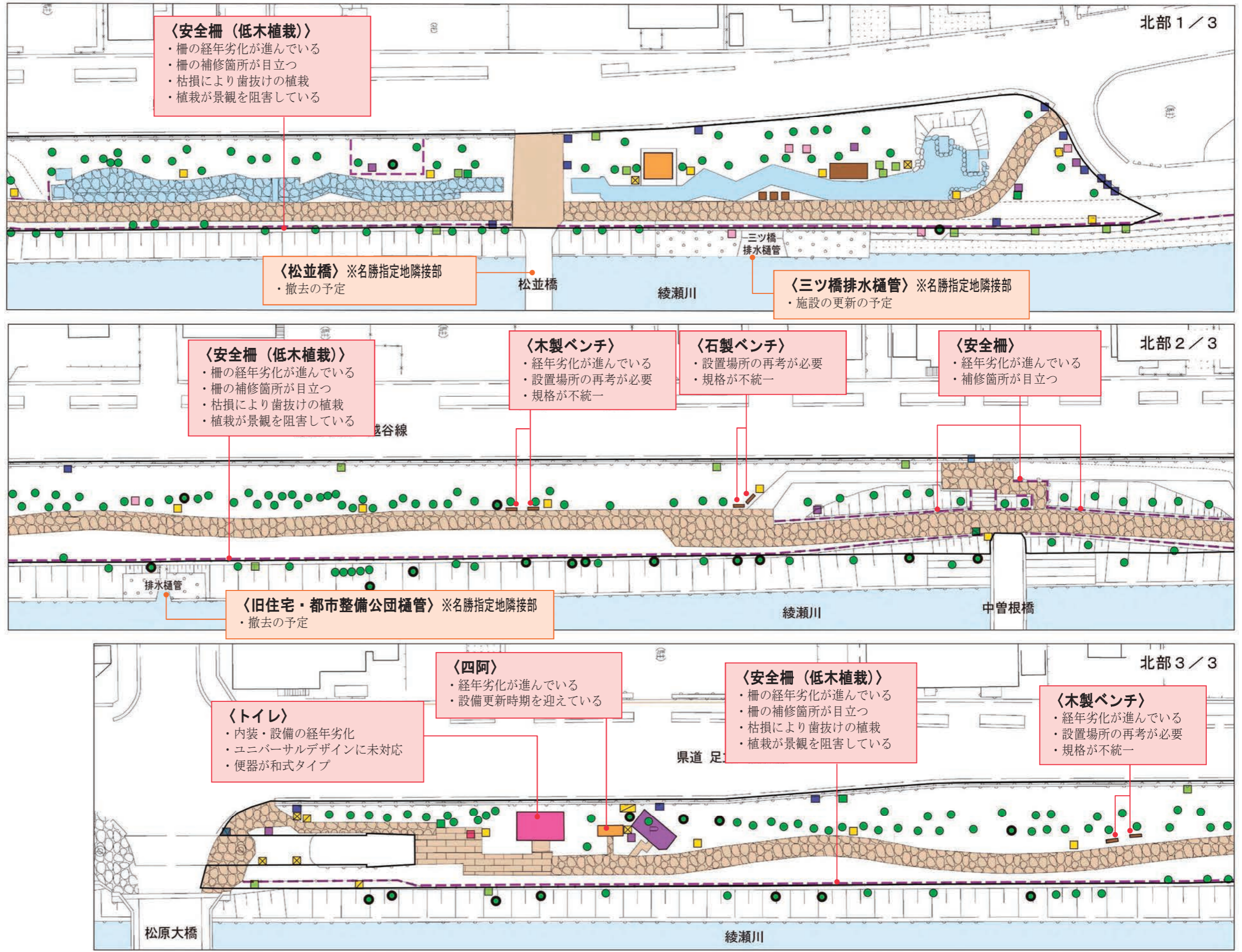


図 2-11 : 札場河岸公園の休憩所

<現況平面図>

北部 (北端～松原大橋)

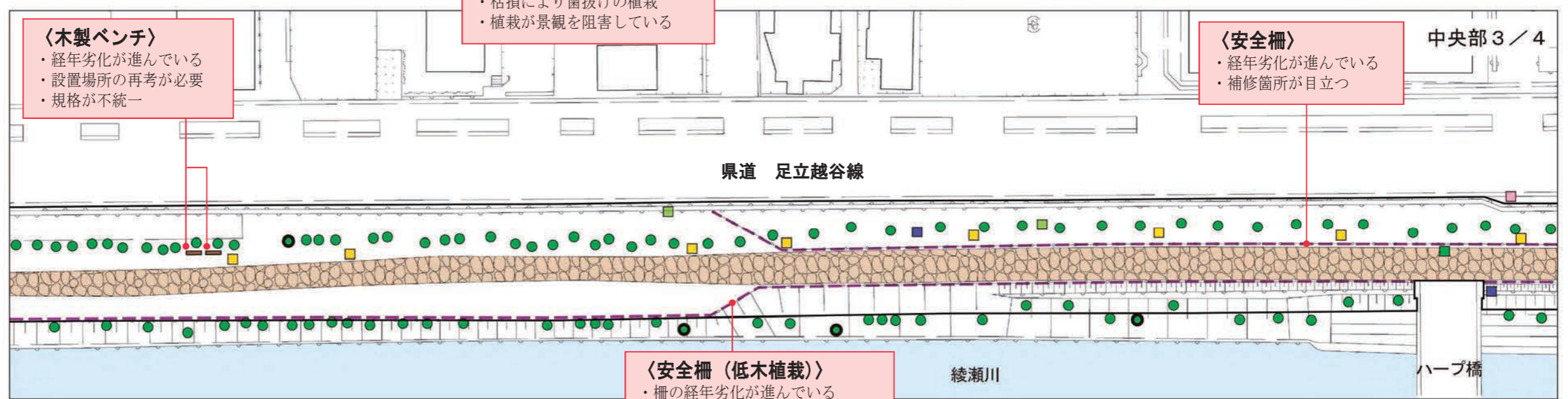
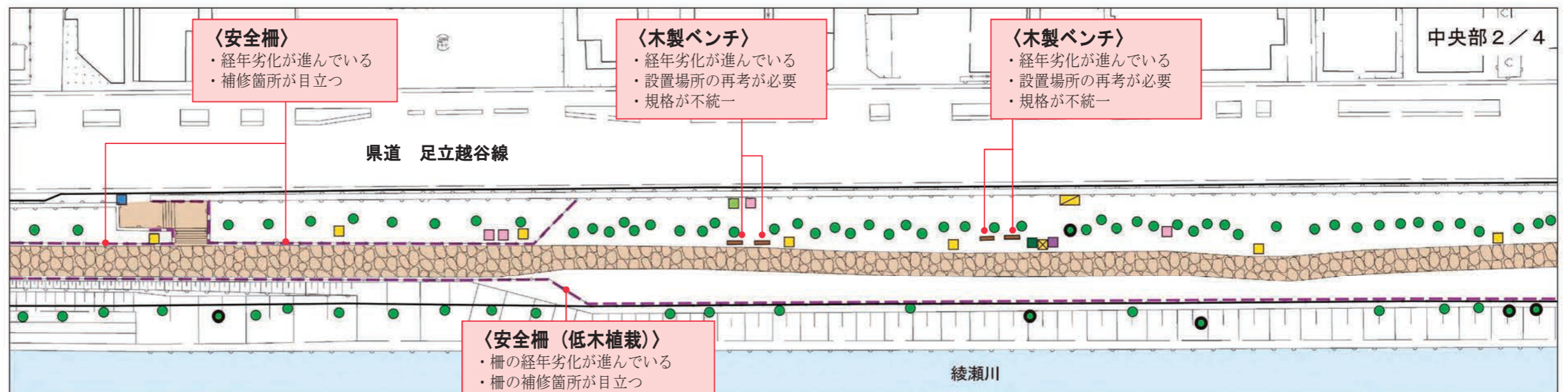
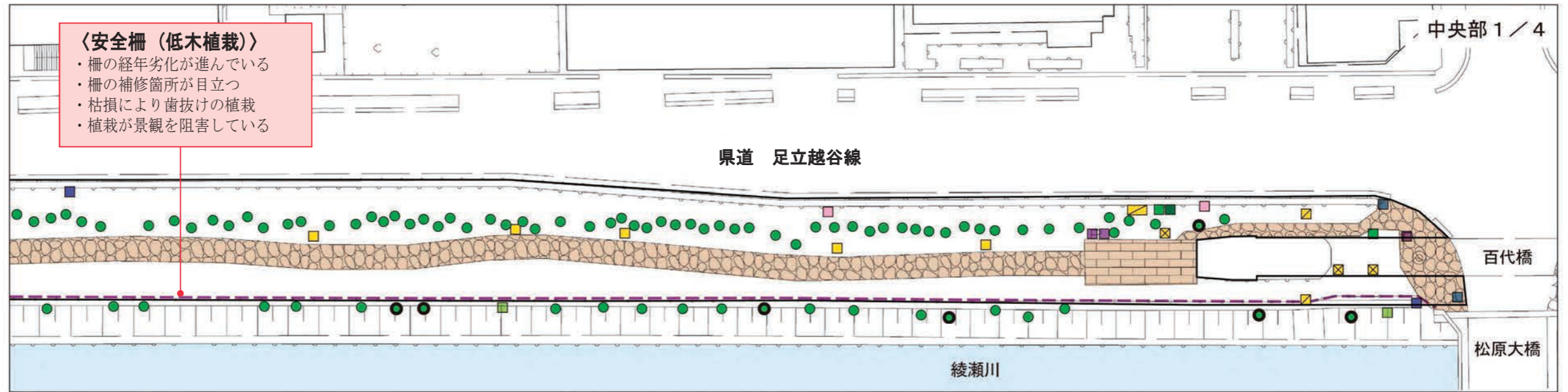
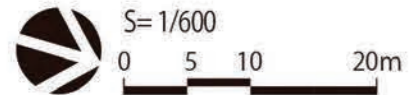
- 凡例
- 名勝指定地内の現況の課題
 - 名勝指定地隣接部の計画等
-
- 凡例
- 松並木(マツ) ● 古木 ● 若木
 - 記念碑等 ■ 記念碑等
 - 公園施設
 - 園路・広場 ■ 園路・広場
 - 修景施設 ■ 噴水等
 - 休養施設 ■ 四阿、休憩所 ■ ベンチ
 - 便益施設 ■ トイレ、水飲み
 - 管理施設 ■ 公園灯(ハイポール) ■ 公園灯(アプローチ灯) ■ 公園灯(ライトアップ)
 - 安全柵 - - - 安全柵
 - その他建築物 ■ 望楼
 - 道路施設 ■ 交通標識 ■ 信号 ■ 街路灯
 - その他工作物 ■ 解説板 ■ 周辺施設の案内板 ■ 注意・啓発看板 ■ その他工作物
- 名勝指定範囲

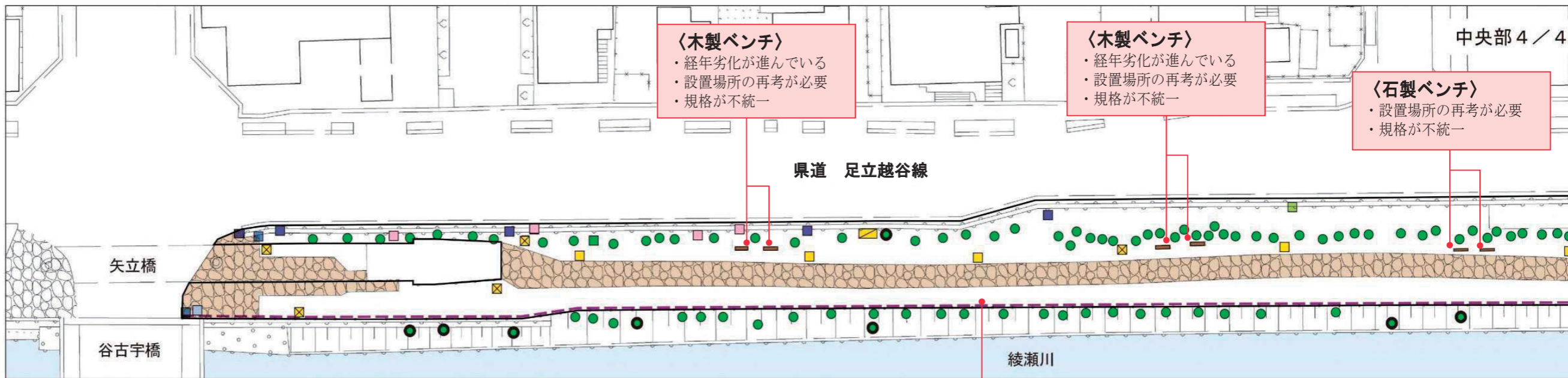


中央部 (松原大橋～谷古宇橋)

- 凡例
- 名勝指定地内の現況の課題
 - 名勝指定地隣接部の計画等

- 松並木(マツ)
- 古木
 - 若木
- 記念碑等
- 記念碑等
- 公園施設
- 園路・広場
 - 修景施設
 - 噴水等
 - 休養施設
 - 四阿、休憩所
 - ベンチ
 - 便益施設
 - トイレ、水飲み
 - 管理施設
 - 公園灯 (ハイボール)
 - 公園灯 (アプローチ灯)
 - 公園灯 (ライトアップ)
 - 安全柵
 - その他建築物
 - 望楼
- 道路施設
- 交通標識
 - 信号
 - 街路灯
- その他工作物
- 解説板
 - 周辺施設の案内板
 - 注意・啓発看板
 - その他工作物
- 名勝指定範囲





〈木製ベンチ〉
 ・経年劣化が進んでいる
 ・設置場所の再考が必要
 ・規格が不統一

〈木製ベンチ〉
 ・経年劣化が進んでいる
 ・設置場所の再考が必要
 ・規格が不統一

〈石製ベンチ〉
 ・設置場所の再考が必要
 ・規格が不統一

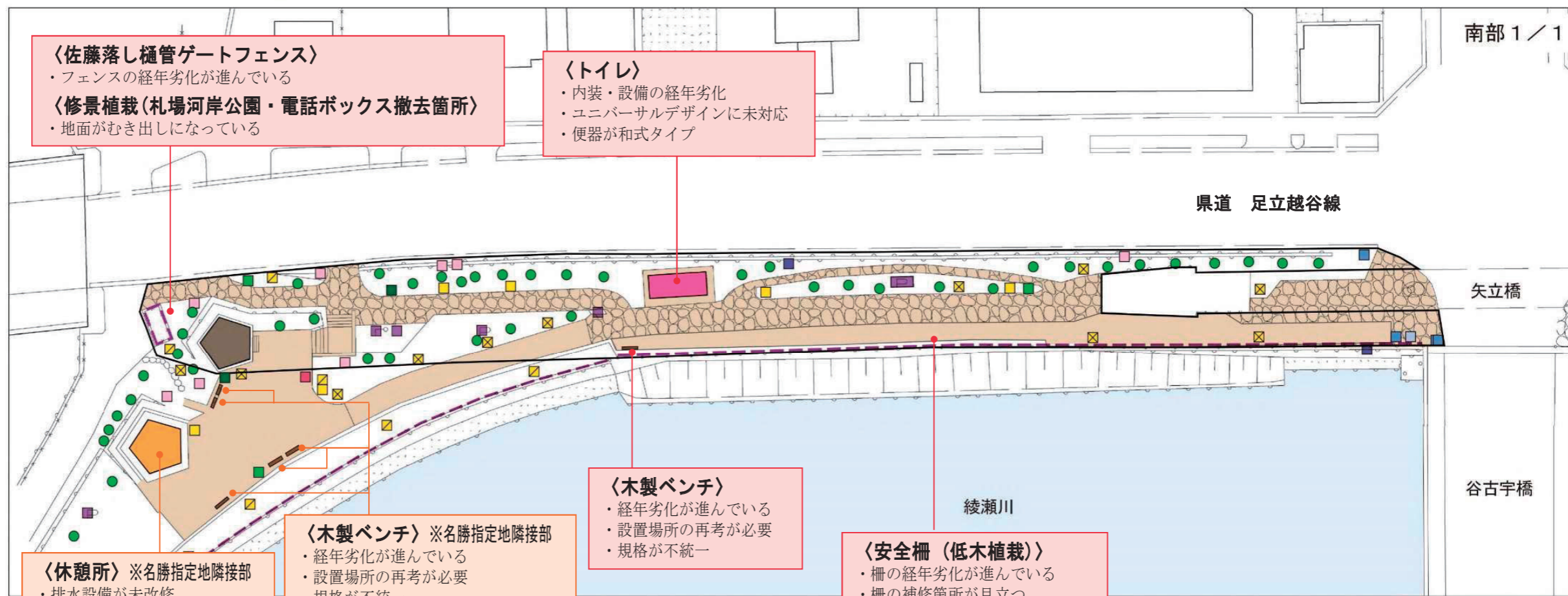
〈安全柵（低木植栽）〉
 ・柵の経年劣化が進んでいる
 ・柵の補修箇所が目立つ
 ・枯損により歯抜けの植栽
 ・植栽が景観を阻害している

凡例
 ● 名勝指定地内の現況の課題
 ○ 名勝指定地隣接部の計画等

- 松並木(マツ) ● 古木 ● 若木
- 記念碑等 ■ 記念碑等
- 公園施設
 - 園路・広場 ■ 園路・広場
 - 修景施設 ■ 噴水等
 - 休養施設
 - 四阿、休憩所 ■ 四阿、休憩所
 - ベンチ ■ ベンチ
 - 便益施設
 - トイレ、水飲み ■ トイレ、水飲み
 - 管理施設
 - 公園灯（ハイボール）■ 公園灯（ハイボール）
 - 公園灯（アプローチ灯）■ 公園灯（アプローチ灯）
 - 公園灯（ライトアップ）■ 公園灯（ライトアップ）
 - 安全柵 --- 安全柵
 - その他建築物
 - 望楼 ■ 望楼
- 道路施設
 - 交通標識 ■ 交通標識
 - 信号 ■ 信号
 - 街路灯 ■ 街路灯
- その他工作物
 - 解説板 ■ 解説板
 - 周辺施設の案内板 ■ 周辺施設の案内板
 - 注意・啓発看板 ■ 注意・啓発看板
 - その他工作物 ■ その他工作物
- 名勝指定範囲 □ 名勝指定範囲



南部（谷古宇橋～札幌河岸公園）



〈佐藤落とし樋管ゲートフェンス〉
 ・フェンスの経年劣化が進んでいる

〈修景植栽（札幌河岸公園・電話ボックス撤去箇所）〉
 ・地面がむき出しになっている

〈トイレ〉
 ・内装・設備の経年劣化
 ・ユニバーサルデザインに未対応
 ・便器が和式タイプ

〈木製ベンチ〉
 ・経年劣化が進んでいる
 ・設置場所の再考が必要
 ・規格が不統一

〈安全柵（低木植栽）〉
 ・柵の経年劣化が進んでいる
 ・柵の補修箇所が目立つ
 ・枯損により歯抜けの植栽
 ・植栽が景観を阻害している

〈休憩所〉※名勝指定地隣接部
 ・排水設備が未改修

〈木製ベンチ〉※名勝指定地隣接部
 ・経年劣化が進んでいる
 ・設置場所の再考が必要
 ・規格が不統一

2 全体計画

(1) 整備方針

草加松原の整備の現状を踏まえると、「草加松原」のイメージを大きく変えるような整備は必要ありませんが、保存のための整備では、マツの健全育成や松並木の保存に向けて更なる整備が必要となっています。また、園路、便益・休憩施設等の名勝指定地の公開や活用に必要な施設は既に整備されていますが、施設の経年劣化により利用者へのサービス提供に支障を来すおそれがあります。このため、経年劣化が進んでいる施設については、改修や良好な景観形成のための整備が必要となっています。

これらの現状を踏まえて、計画期間の10年間で実施する整備の方針を次のように設定します。

① 保存のための整備方針

- ・松並木(名勝指定地外の東側を含む)について、現在の維持管理、保護処置、環境改善を継続していくとともに、樹勢調査を実施してマツの生育状況を把握し、松並木を適切な状態で継承していくためのマニュアルを作成します。

② 活用のための整備方針

- ・名勝指定地は、公園として多くの市民に日常的に利用されていることから、既存施設を適切に維持しつつ、経年劣化等により来訪者の安全確保や適正なサービスの提供に支障が生じている施設の改修を先行して行います。
- ・「草加松原」の本質的価値の理解のために、名勝指定地内外に必要なソフト事業を行うとともに、周辺地域との一体的な活用のために、関連部局と連携した情報発信を継続して実施します。

③ 周辺地域の環境保全方針

- ・「草加松原」の風致景観を構成する名勝指定地外の要素である松並木(東側)と綾瀬川を、指定地と一体的に維持していくために、関係者間の協議・調整を進めます。

(2) 事業及び工程

整備計画期間（令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）まで）に実施する事業について、次のとおり整理します。

計画策定6年目以降（令和6年度（2024年度）以降）の整備については、該当年度前に事業工程計画について再検討し、必要に応じて計画内容を見直します。なお、計画の進捗により実施時期・施工場所などが具体化された場合や状況の変化等が生じた場合は、以後の事業及び工程が明らかとなるよう計画を見直すものとします。

整備計画期間終了後（令和11年度（2029年度）以降）については、10年間の進捗状況や市民のニーズ、社会状況を踏まえ、必要な事業を再検討した上で、新たな整備計画を策定します。

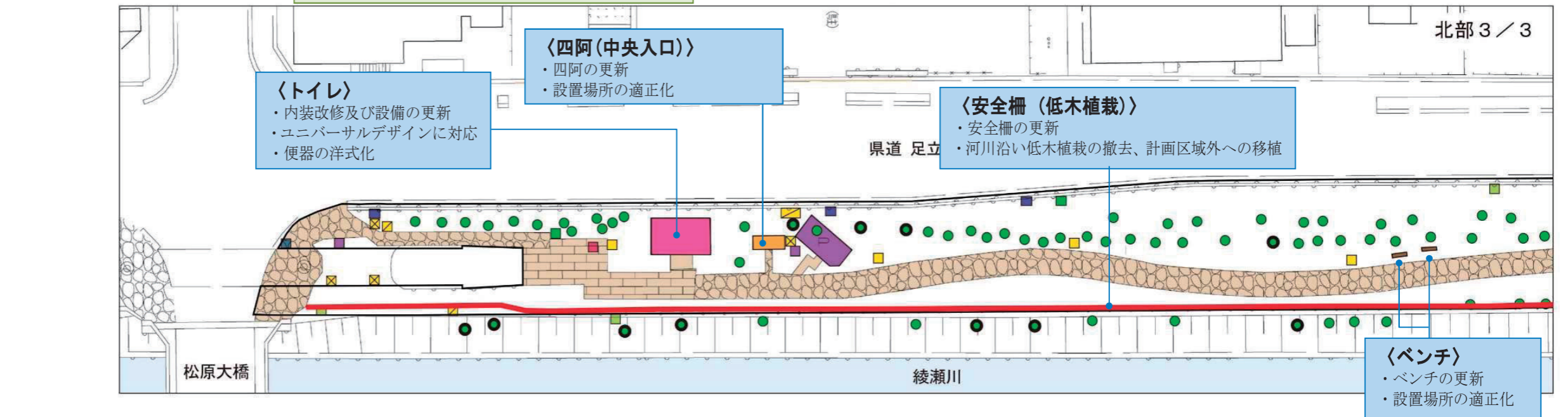
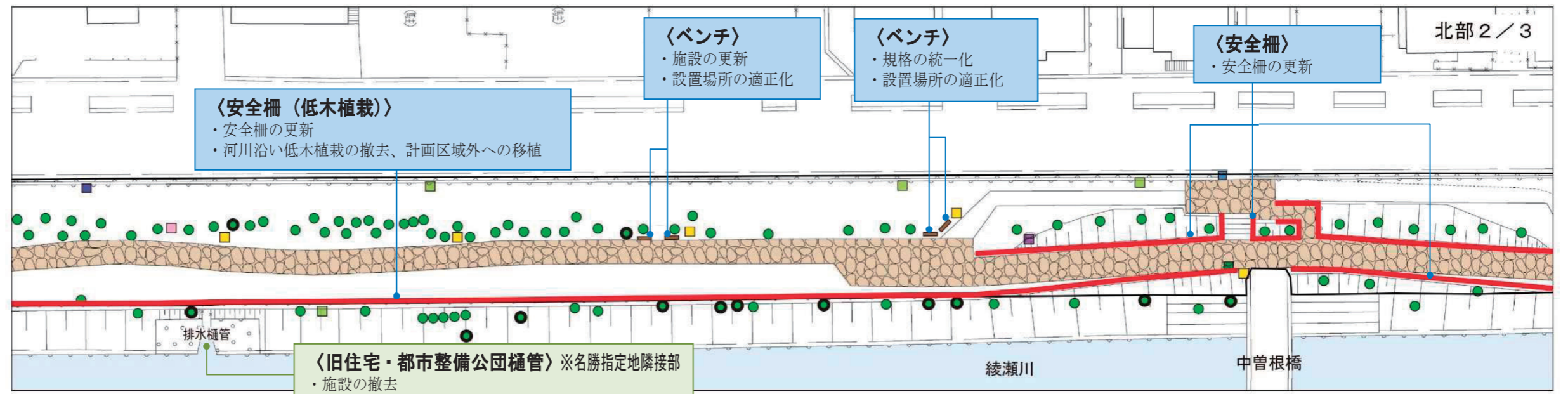
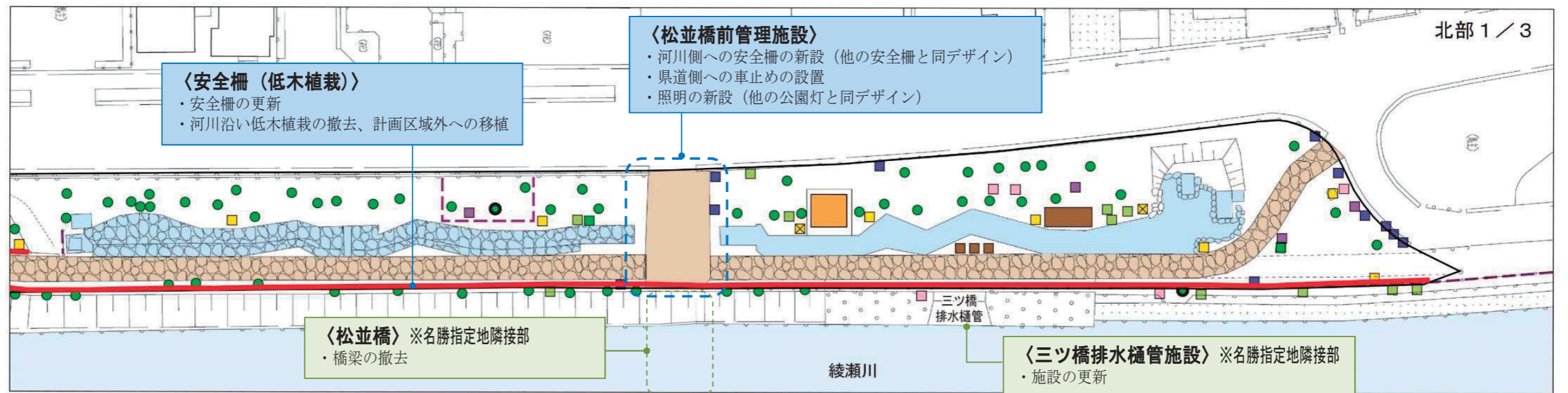
表 2-12: 計画期間の10年間で実施する事業

※事業実施年度については、社会的環境の変化、事業の進捗状況等により変動する場合があります。

分類		事業内容	事業主体及び関係機関	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度以降
保存のための整備	松並木 (東側を含む)	①松並木維持管理マニュアルの作成	みどり公園課											
		②松並木の維持管理、③マツの保護処置、④マツの環境改善	みどり公園課	継続的に適宜実施										
活用のための整備	施設整備	①トイレの内装改修	みどり公園課											
		②安全柵の改修 ※河川沿いの低木植栽の撤去、計画区域外への移植を同時に実施	道路課 みどり公園課											
		③松並橋前管理施設の改修	みどり公園課											
		④佐藤落とし樋管ゲートフェンスの改修	河川課											
		⑤修景植栽（札幌河岸公園・電話ボックス撤去箇所）	みどり公園課											
		⑥ベンチの改修	みどり公園課											
		⑦四阿の改修（中央入口）	みどり公園課											
		⑧交通標識等の移設	生涯学習課 交通対策課											
	ソフト事業	①公開、②調査・研究、③情報提供、④学校教育・社会教育の活用、⑤行事・祭事、⑥関連自治体との連携、⑦周辺地域との一体的な利用促進、⑧「おくのほそ道草加松原」のブランド化	各関係課	継続的に適宜実施										
名勝指定地周辺で実施が予定されている主な事業 ※周辺地域の整備については、各管理者との調整が必要になります。		松並橋の撤去	民間企業 建設管理課											
		三ツ橋排水樋管施設の更新	河川課											
		旧住宅・都市整備公団樋管の撤去	環境課											
		休憩所の排水設備の改修	みどり公園課											
		ベンチの改修（札幌河岸公園）	みどり公園課											
		綾瀬川河川改修	国土交通省江戸川河川事務所 建設管理課											
備考								事業工程の再検討					整備計画の再検討	

<計画平面図>

北部（北端～松原大橋）



凡例

■ 名勝指定地内の整備

■ 名勝指定地隣接部の整備

※ベンチの改修については、設置場所の適正化に伴い、移設又は増設する可能性がある（保存活用委員会で検討し、承認を得て実施する）。

松並木(マツ) ● 古木

● 若木

記念碑等 ■ 記念碑等

公園施設 園路・広場

■ 園路・広場

修景施設

■ 噴水等

休養施設

■ 四阿、休憩所

■ ベンチ

便益施設

■ トイレ、水飲み

管理施設

■ 公園灯（ハイポール）

■ 公園灯（アプローチ灯）

■ 公園灯（ライトアップ）

■ 安全柵

その他建築物

■ 望楼

道路施設

■ 交通標識

■ 信号

■ 街路灯

その他工作物

■ 解説板

■ 周辺施設の案内板

■ 注意・啓発看板

■ その他工作物

□ 名勝指定範囲



中央部（松原大橋～谷古宇橋）

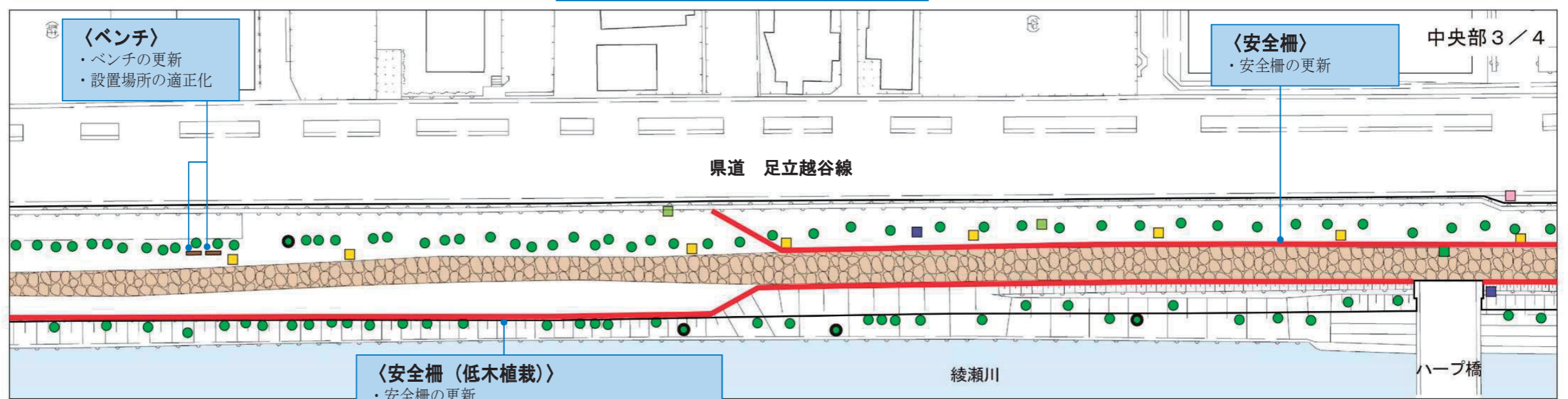
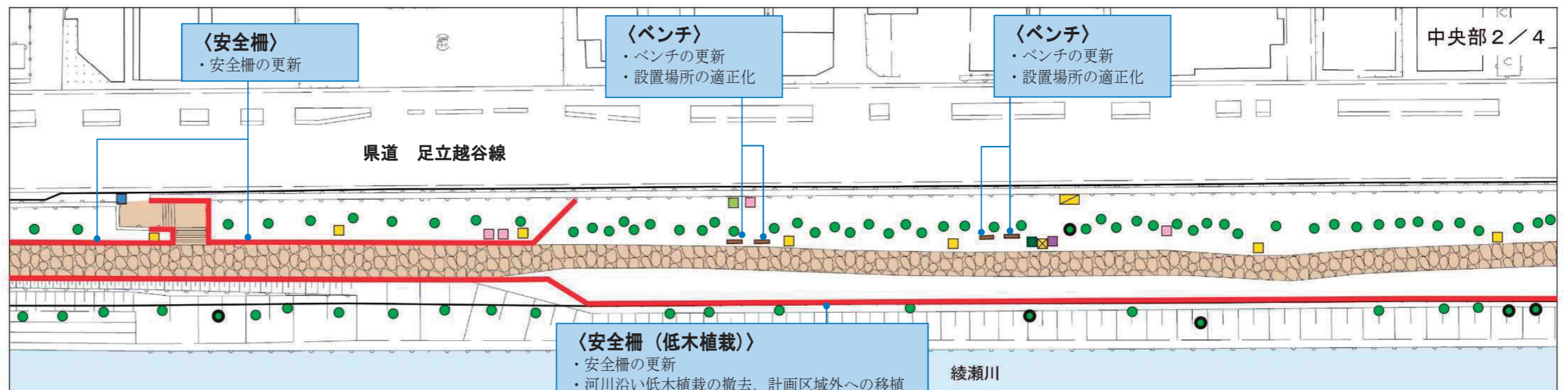
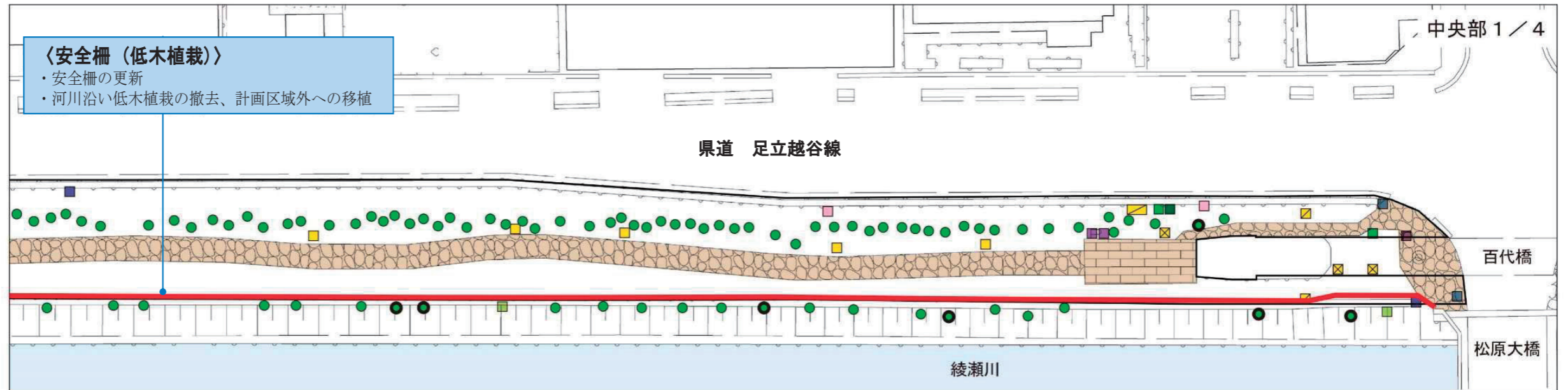
凡例

■ 名勝指定地内の整備

■ 名勝指定地隣接部の整備

※ベンチの改修については、設置場所の適正化に伴い、移設又は増設する可能性がある（保存活用委員会で検討し、承認を得て実施する）。

- 松並木(マツ) ● 古木
● 若木
- 記念碑等 ■ 記念碑等
- 公園施設
 - 園路・広場 ■ 園路・広場
 - 修景施設 ■ 噴水等
 - 休養施設 ■ 四阿、休憩所 ■ ベンチ
 - 便益施設 ■ トイレ、水飲み
 - 管理施設 ■ 公園灯（ハイポール） ■ 公園灯（アプローチ灯） ■ 公園灯（ライトアップ）
 - 安全柵 ■ 安全柵
 - その他建築物 ■ 望楼
- 道路施設 ■ 交通標識 ■ 信号 ■ 街路灯
- その他工作物 ■ 解説板 ■ 周辺施設の案内板 ■ 注意・啓発看板 ■ その他工作物
- 名勝指定範囲



凡例

- 名勝指定地内の整備
- 名勝指定地隣接部の整備

※ベンチの改修については、設置場所の適正化に伴い、移設又は増設する可能性がある（保存活用委員会で検討し、承認を得て実施する）。

- 松並木(マツ) ● 古木 ● 若木

- 記念碑等 ■ 記念碑等

公園施設 園路・広場

- 園路・広場

修景施設

- 噴水等

休養施設

- 四阿、休憩所

- ベンチ

便益施設

- トイレ、水飲み

管理施設

- 公園灯（ハイポール）
- 公園灯（アプローチ灯）
- 公園灯（ライトアップ）

- 安全柵

その他建築物

- 望楼

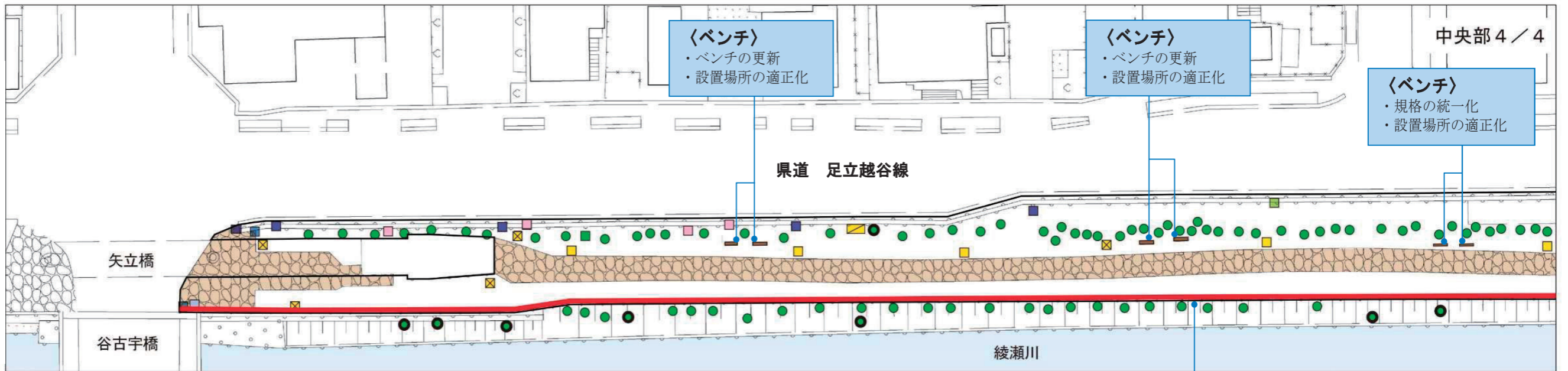
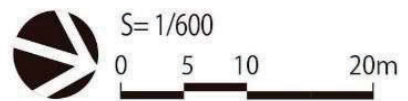
道路施設

- 交通標識
- 信号
- 街路灯

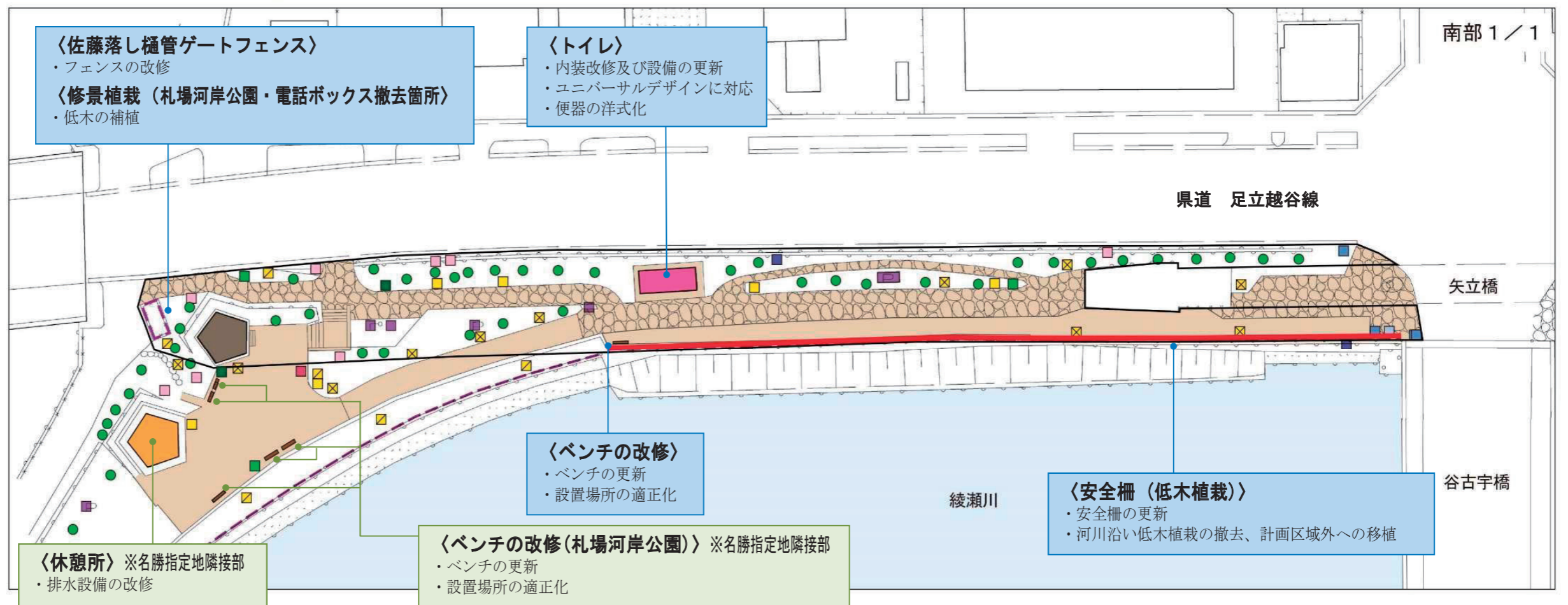
その他工作物

- 解説板
- 周辺施設の案内板
- 注意・啓発看板
- その他工作物

名勝指定範囲



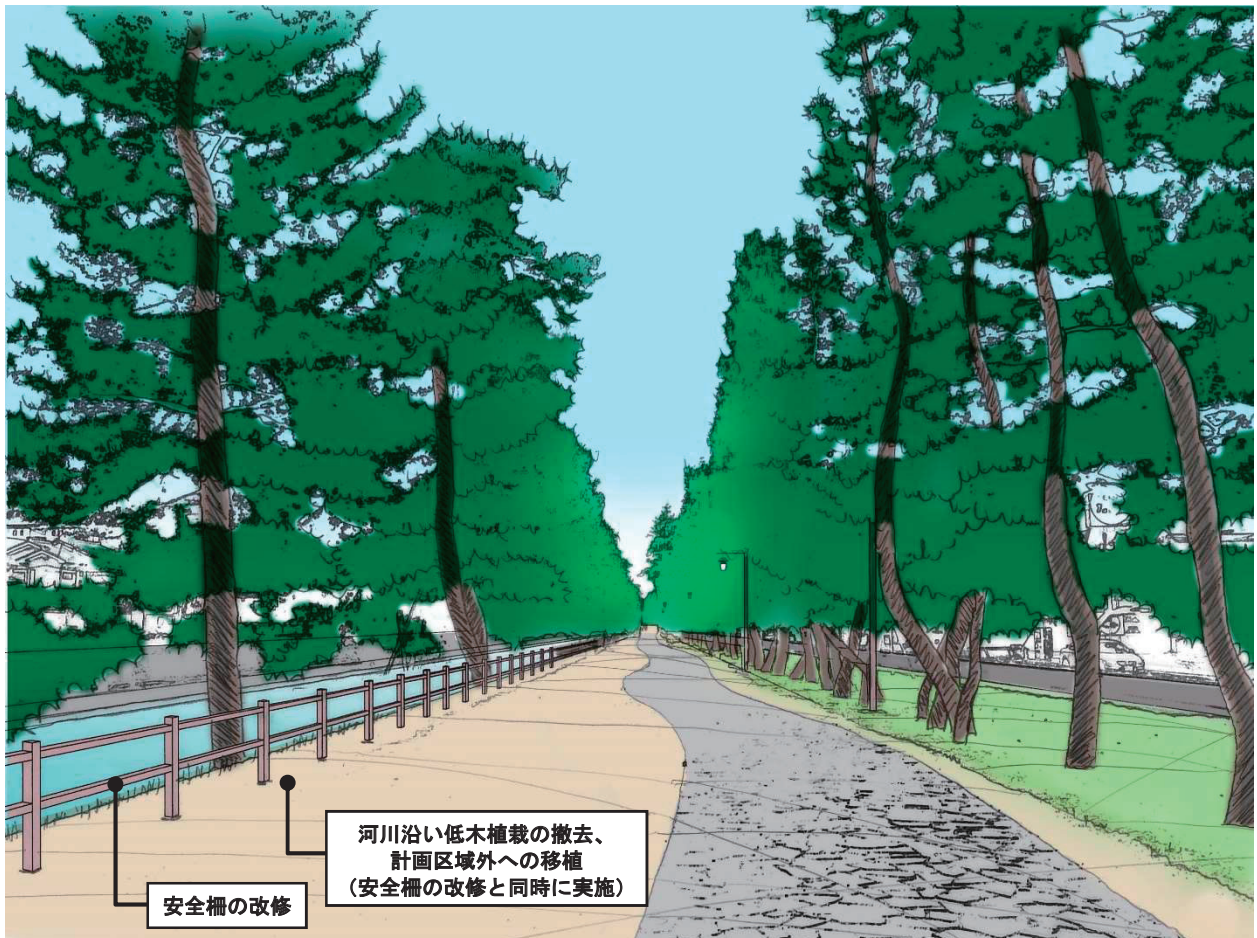
南部（谷古宇橋～札幌河岸公園）



<整備イメージ図>



現状（中央部）



整備イメージ

3 計画実施のための手順

(1) 施設整備基準に準拠した整備

「草加松原」の風致景観に調和した施設整備を実施していくために、施設整備基準に準拠することを基本とします。ただし、法令・条例等によって定められている場合は、その基準を優先させます。

(2) 計画段階の事前協議

事業実施者は、計画段階で教育委員会教育総務部生涯学習課と協議を行い、保存活用委員会の了承を得た上で、現状変更の手続きを行います。

(3) 遺構確認（立会）

掘削を伴う場合は、草加市教育委員会による遺構確認（立会）を実施します。

遺構・遺物が確認された場合については、覆土による遺構保存、記録保存、遺物の歴史民俗資料館等での保管により、適切に保存します。

表 2-13：施設整備基準

形態 ・ 意匠	既存施設との調和を考慮した和風の意匠を基本とし、歴史的な構造物として誤解を招かないよう、シンプルで目立たない形状とします。維持管理及び機能確保上で必要な場合を除き、可能な範囲で最小限の大きさで、名勝指定地内からの景観上目立たないように配慮します。
色彩	マツと調和した色彩を基本とし、草加市景観計画で「草加松原」及び周辺に関わる色彩基準に基づき、彩度が低い色調で景観上目立たない色とします。また、柵、照明、支柱等の構造物については、ダークブラウン系等を基本とします。色彩の選定に当たっては、実地で背景に溶け込むことを確認します。
素材	維持管理及び機能確保上必要な場合を除き、可能な範囲で自然素材や、光沢を抑えた素材を使用します。
その他	整備に当たっては、松並木に影響を与えないよう掘削範囲を最小限にとどめ、マツの伐採を伴わないことを基本とします。

(1) 保存のための整備

松並木について、樹勢調査等のマツの生育状況を把握するための調査を実施し、この調査結果に基づき、今後の松並木やマツの生育環境を改善していくための整備内容や維持方法を示した松並木の維持管理マニュアルを策定します。以後は、同マニュアルを基に保存のための整備を進めます。

① 松並木維持管理マニュアルの作成

- ・遊歩道に設置された照明灯が、マツの生育状況や健康状態に与える影響を調査します。調査は、通常照明及びライトアップ照明が直接当たるマツとその周辺で照明が当たらないマツを対象に、次の項目を指標として3年間程度(令和元年(2019年)～3年(2021年))の観察を行います。

(ア) 春の新梢の成長が過剰となっていないか

(イ) 夏以降の土用芽の形成が促進されていないか、秋伸びが促進されていないか

- ・マツの健康状態、生育状況を把握するため、樹勢調査を一定期間ごとに実施します。
- ・平成27年度(2015年度)策定の松保全管理計画の内容や、今後実施する樹勢調査の結果を踏まえて維持管理マニュアルを策定します。



図2-14：ライトアップ照明付近のマツ

<松並木維持管理マニュアルで検討する内容>

ア 松並木の維持管理

剪定、病虫害防除、こも巻き、除草、芝生刈込、清掃等の日常的な維持管理について、樹勢調査の結果を踏まえて、マツの状態に応じた具体的な方法を定めます。

松並木の健康状態を把握し、適切な維持管理を行っていくための、定期的な樹勢調査について、調査手法や実施間隔を検討します。

イ 環境改善

土壌改良の方法について、樹勢調査の結果を踏まえて、マツの健康状態や土壌の状況に適した改良方法を検討します。

県道側の松並木については、若木の植栽密度が高すぎるため、将来的に衰弱していくおそれがあることから、マツが健全に成長するための植栽密度について検討し、適正な松並木の植栽間隔を定めます。

ウ マツの保護

踏圧による樹勢の低下を防ぐため、マツの生育場所や健康状態に応じた踏圧防止策を検討します。また、イベント時のマツの養生についても仮設物の設置や立ち入りの制限等の方法を検討します。

マツの古木の多くは、平成27年度（2015年度）の樹勢調査において、健全度が低い状態であることが示されていることから、樹勢の維持・改善を図っていくための方法を検討するとともに、他の研究機関との連携等も含めた後継樹の育成方法について検討します。

エ マツ以外の植栽の取扱い

指定地内に植栽されているマツ以外の植栽をリスト化し、取り扱いについて定めます。マツ以外の植栽は松並木の健全育成や風致景観に影響を与えるおそれがあるため、撤去基準等を定め、日常的な維持管理の中で管理できるようにします。

② 松並木の維持管理

- ・これまで実施してきた（P9 参照）、マツの剪定、病虫害防除、こも巻き、雑草の除草（人力・機械）、芝生刈込、清掃等の日常的な維持管理業務を継続して行っています。
- ・腐朽空洞の内部にはウレタンが充填されており、患部の状態を確認することができないため、ウレタン治療部の撤去を行います。
- ・空洞内部へのゴミ投げ込みや雨水侵入の防止、空洞内部の通気性確保や修景上などの観点から、ウレタン部の撤去に併せて竹（スノコ）や杉皮等で空洞を覆うような作業を行います。
- ・維持管理の中で倒木の危険有りと判断されたマツを対象に、適宜、倒木防止のための支柱の設置を行います。



図2-15：腐朽箇所にもウレタン充填されているマツ

③ マツの保護処置

- ・マツの健康状態、生育状況を把握するため、樹勢調査を一定期間ごとに実施します。また、樹勢調査の際に踏圧による影響についても検証し、必要に応じて踏圧防止シートの敷設など、踏圧防止策を検討して実施します。

④ マツの環境改善

- ・マツの樹勢回復を図るため、土壌改良を実施します。
- ・土壌改良は、坪堀工法（マツの周囲に直径15cm、深さ40cmの穴を6か所程度うがつ。）による活性剤の投与を基本にしつつ、松並木や土壌の状態に鑑みて、適正な方法を選択して実施します。

(2) 活用のための整備

経年劣化により利用者の安全確保や適正なサービスの提供に支障が生じている施設の改修を実施します。

① トイレの内装改修

- ・既存トイレは、内装・設備の経年劣化が進み、適正な衛生環境を来訪者に提供できていないため、北部、南部の順番で順次改修を行います。
- ・内装・設備の改修に合わせて、便器の和式タイプから洋式タイプへの改修を含めユニバーサルデザインに対応した施設に改修します。
- ・内装・設備に比べて劣化が少ない外装や躯体は、計画期間中においては維持補修を基本とします。



図 2-16 : トイレ (北部)



図 2-17 : トイレ (南部)

(劣化が激しい内装・設備の改修とユニバーサルデザインへの対応の改修を実施)

② 安全柵の改修

- ・既存の安全柵の経年劣化に伴い、全ての安全柵を交換します。
- ・改修工事は、南側から開始し、北側に向かって順次進めます。
- ・デザインは、柵としての機能の確保を前提に、既存の安全柵よりも部材を細くするとともに、支柱の間隔を広くして、遊歩道から眺める綾瀬川の風景を阻害しないよう配慮した、景観上目立たないシンプルなデザインとし、保存活用委員会で検討・承認を得るものとします。
- ・河川沿いの低木植栽は、松並木と綾瀬川の一体的な景観形成を阻害しており、枯損により歯抜けの箇所もあるため、安全柵の改修に併せて順次撤去、または計画区域外へ移植します。



図 2-18 : 安全柵 (低木植栽有)

③ 松並橋前管理施設の改修

- 管理施設として、松並橋の撤去工事に伴い安全柵を設置します。また、工事終了後には橋詰周辺に照明灯を設置します。

- 松並橋周辺は、計画期間以後に北側入口として



図 2-20 : 照明灯

整備を予定しているため、それまでは、進入路に可動式の車止めを設置し、公園等の管理車両や事故・災害時の緊急車両の進入路として活用します。

- 照明灯は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 30 年度（2018 年度）にかけて、指定地内に整備されたものと同じデザインとし、保存活用委員会で検討し、承認を得た場所に設置します。
- 安全柵は、令和元年度（2019 年度）から改修を進めているものと同じデザインとします。
- 車止めは、保存活用委員会で検討し、承認を得たデザインとします。



図 2-19 : 松並橋前

（北側入口の整備までの期間は、管理車両・緊急車両の進入路として活用）

④ 佐藤落とし樋管ゲートフェンスの改修

- 草加松原南端の樋管ゲート開閉装置への侵入防止のために設置されたフェンスは、経年劣化が進んでいるため改修します。
- フェンスは、現況の機能を維持したもので、保存活用委員会で検討し、承認を得たデザインとします。



図 2-21 : 佐藤落とし樋管ゲートフェンス

（フェンスを風致景観に影響を与えないデザインに改修し、隣接する施設撤去の跡地に低木を補植）

⑤ 修景植栽（札場河岸公園・電話ボックス撤去箇所）

- 名勝指定地内には、公園としてマツ以外の修景植栽がありますが、マツ以外の植栽は「草加松原」の「本質的価値を構成する有形の諸要素」ではないため、マツの健全な育成及び風致景観との調和を考慮して、原則としてマツ以外の新規植栽は行わないものとします。
- 主要な入口や周辺との接続部の修景に必要な樹木は、現在の状況を維持しますが、「草加松原」の風致景観に合うよう、自然形を基本とした刈り込みを行い管理し、マツ周辺は、芝や草を刈り込んで高さを低く抑えた状態で維持していくことを基本とします。
- 草加松原南端には、施設撤去の跡地で地面が剥き出しになっている空間があり、名

勝への導入部として相応しくない景観になっているため、周囲の植栽に合わせた低木の補植を行います。

- ・マツ以外の植栽の取扱いについては、松並木維持管理マニュアルの中で詳細を定めます。

⑥ ベンチの改修

- ・ベンチは、風致景観への影響と来訪者へのサービス提供の双方に配慮した、適正な間隔となるように移設又は増設します。
- ・設置に際しては、周辺との接続部等の通行者が滞留する場所を避けて、マツ植栽地内の園路脇に2基1組で設置することを基本とします。
- ・既存のものは、石製や木製等が混在しているため、意匠や素材の統一化を図ります。
- ・デザインと設置場所は、保存活用委員会で検討し、承認を得たものとしします。



図 2-22 : 石製ベンチ

(石製や木製等が混在しているため、意匠や素材の統一化を図る)



図 2-23 : 木製ベンチ

⑦ 四阿の改修（中央入口）

- ・中央入口に設置された四阿は、経年劣化が進んでおり施設更新の時期であるため改修します。
- ・改修時の設置場所は、既存の場所か入口付近で、保存活用委員会で検討し、承認を得た場所とします。(便益施設等が集中し利用者の多い中央入口付近に景観を阻害しないように県道側に設置されています。松並木の景観への影響が少なく、利便性の面でも優れているため、既存の設置場所を中心に検討するものとしします。)
- ・四阿のデザインは、保存活用委員会で検討し、承認を得たものとしします。
- ・北部の流れ脇に設置されている四阿は、当面は現状維持を基本とし、改修（移設）等については、北側入口の整備に合わせて検討します。



図 2-24 : 中央入口の四阿

⑧ 交通標識等の移設

- ・ 県道沿いを中心に多く設置されている交通標識について、必要性が認められるもの以外については、指定地外への移設について、道路管理者との協議を進めます。
- ・ その他の案内板や河川の注意・啓発看板等のサイン類についても、乱立を防ぐために、集約化や名勝指定地外への移設を検討するとともに、名勝指定地内において風致景観との調和を図るように色調の変更を検討します。
- ・ 今後の新規の設置については、相当の必要性が認められ、かつ指定地以外に適切な設置場所がない場合を除いて、許可しないものとします。

⑨ ソフト事業（様々な主体による活用）

ア 公開

- ・ 名勝指定地の公開については、平成 27 年度（2015 年度）の樹勢調査において、マツの生育状況には大きな問題がないことから、立入り制限等を行わず名勝指定範囲全域を公開とし、終日自由に入出りできる現状を継続します。（ただし、今後の調査において、マツの生育状況の悪化が見られた場合は、公開方法についての検討を行い、立入り制限等の必要な措置を実施します。）

イ 調査・研究

- ・ 日光街道及び草加宿の調査については、歴史民俗資料館と連携しながら、引き続き行います。また、調査の成果については歴史民俗資料館等で企画展などの形で公開し、普及啓発に努めます。
- ・ 遺構の保存状況や松並木、街道の変遷を把握していくために、市民の日常的な利用を継続しつつ調査が行える非破壊検査の採用等、遺構調査の実施に向けた検討を進めます。

ウ 情報提供

- ・ リーフレット等の印刷物を引続き作成し、東武スカイツリーライン沿線各駅や、市内外のイベント、市内店舗、おくのほそ道の風景地ネットワーク・奥の細道サミット加盟自治体等で配布します。また、草加市ホームページや SNS 等インターネットを活用した情報発信、マスコミなどへの情報提供などを継続して実施します。
- ・ 歴史民俗資料館を、草加松原や草加宿に関する歴史文化を紹介する展示やガイダンス機能を有する情報提供の拠点とするため、収蔵物や展示、備品の拡充、市内外への情報発信（印刷物の作成や SNS の活用）などを行います。



図 2-25 : 歴史民俗資料館
企画展「草加松原」



図 2-26 : 歴史民俗資料館
「草加松原」関連収蔵資料

エ 学校教育・社会教育の活用

- ・学校教育においては、児童生徒への理解を促すため市内小学校で活用する社会科副読本（小学3・4年生対象）に「草加松原」を引続き盛り込みます。また、児童対象のリーフレットを作成し、市内小学校で配布します。
- ・市内小学校・中学校で『「草加を学ぶ」教育』として「草加松原」や『おくのほそ道』を取り上げた授業が行われるよう、授業実践事例を紹介する冊子を作成し、市内の小中学校教師に配布します。
- ・社会教育においては、「そうか市民大学」等の生涯学習講座において「草加松原」を題材に取り入れた講座を開催します。また、歴史民俗資料館においても展示の充実を図るほか企画展・講座を開催します。



図 2-27：社会科副読本と
児童対象リーフレット

オ 行事・祭事

- ・市民や来訪者に向けて、保存活用計画概要版の配布やホームページを作成・公開し、松並木の保存・活用についての啓発を行います。
- ・イベント実施者等に向けて、名勝指定地を会場とした各種事業実施に係る手続きについて、ホームページの作成・公開や概要版の配布などにより周知を図ります。

カ 関連自治体との連携

- ・おくのほそ道の風景地ネットワークの加盟自治体として「おくのほそ道の風景地」を巡るスタンプラリーの実施、全ての「おくのほそ道の風景地」を紹介するパンフレットを作成します。
- ・おくのほそ道の風景地ネットワーク・奥の細道サミットに加盟する自治体のPR事業について協力するとともに、本市の『おくのほそ道』に関連する事業などの周知について、加盟する各自治体に協力を依頼します。（ポスターの掲出、チラシの配架）



図 2-28：おくのほそ道の風景地
スタンプラリー

キ 周辺地域との一体的な利用促進

- ・「草加松原」に市内外からの誘客を図るため、指定地に近接するお休み処「芭蕉庵」(札幌河岸公園)・「漸草庵 百代の过客」(草加市文化会館)の運営団体等への支援を引き続き行います。
- ・市民団体による綾瀬川での和舟舟行の支援を継続して行います。



図 2-29：漸草庵 百代の过客
(草加松原を望む綾瀬川対岸に設置)



図 2-30：市民団体による和舟の舟行

ク 「おくのほそ道 草加松原」のブランド化

- ・「奥の細道文学賞」を継続して実施するとともに、草加松原をテーマとした絵画コンクール・作品展、「奥の細道」をゆかりとした俳句大会などを開催します。

5 周辺地域の環境保全方針

(1) 名勝指定地に隣接する場所の景観形成

① 松並木（東側）の維持

名勝指定地内の西側の松並木と同様に、松並木の維持に必要な整備を実施し、今後策定する松並木維持管理マニュアルに基づく維持管理を実施していきます。

② 隣接地域に係る施設整備基準に基づく事業実施者との協議

公園施設、道路構造物、河川構造物、歩道橋及び橋梁等の名勝指定地に隣接する施設は、「草加松原」の風致景観に配慮するため、本整備計画「3 計画実施のための手順」(P32)を参考に、風致景観との調和を基本とし、事業実施者は計画段階で教育委員会教育総務部生涯学習課と協議を行います。

③ 保存活用委員会への意見照会

本質的価値を構成する周辺の諸要素（松並木（東側）、綾瀬川）の景観形成については、保存活用委員会に意見を照会します。

(2) 景観条例等による名勝指定地周辺の景観形成

名勝指定地周辺地域については、草加松原からの視覚的影響を考慮し、草加市景観条例及び草加市景観計画（令和2年度（2020年度）改定予定）に基づき、良好なまちなみ景観を形成します。

第3章 事業推進体制

1 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用委員会

保存活用委員会では、これまで本整備計画や指定地内での整備の内容について協議を行ってきました。今後は、本整備計画の実施事業の詳細事項について専門的見地から協議・検討を行います。

保存活用計画や本整備計画に定めのない課題が生じた場合、その対応については保存活用委員会で十分検討して判断します。

2 庁内会議組織

草加市では、本整備計画の実施に当たって各事業を計画的かつ確実に遂行するために、庁内会議組織を設置します。関係部局との情報共有や連絡調整を行うとともに、事業計画の実施に当たっては、庁内会議組織において具体的な内容の検討を行います。

また、計画策定5年以降の事業工程の見直しや、策定10年後の新たな整備計画の策定についても、その必要性を同組織で協議して実施します。

事業推進に当たっては、文化庁・埼玉県教育委員会等との連携を密にし、指導・助言を受けながら、適切に実施していきます。

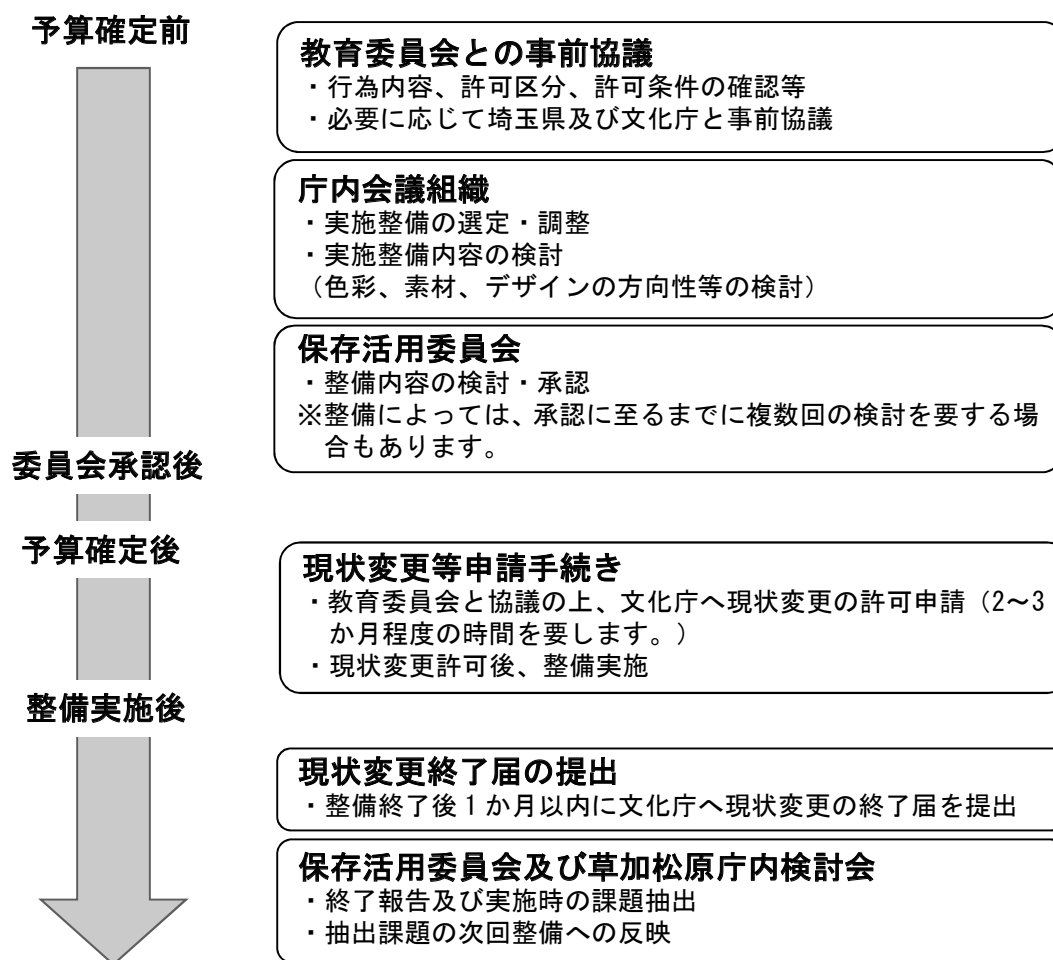


図 3-1：事業推進体制フロー図

第4章 今後の課題（将来的に実施する整備）

本整備計画では、10年間の計画期間内で先行して実施すべき事業を明示しましたが、第2章で示した課題に対応していくためには、北側入口、園路、サイン類の改修や構造物の遮蔽等の整備も、将来的には実施していく必要があります。

これらの整備については、今後の施設の劣化等の進行状況や、指定地を含む草加松原公園の利用状況、利用ニーズ等を踏まえて、10年後の整備計画の再検討の段階で、適切な整備内容や方法、実施時期を提示します。

① 北側入口の改修

北側入口は、主要な入口としての修景や情報提供等の便益機能を充実させていく必要があるため、滞留スペースの確保や、総合案内板・解説板の設置等の検討を行います。

また、既存の滝と流れについては、「本質的価値を構成する有形の諸要素」には含まれませんが、埼玉シンボルロード計画において、暗渠化された佐藤落しをモチーフとした公園施設として整備されて以降、市民に親しまれてきた施設であるため、施設更新時に、利用状況や「草加松原」の風致景観との調和を踏まえて取扱いを検討します。

撤去が予定されている松並橋の周辺一帯や既設の四阿、周辺地域を含めた照明施設の配置や設置についても、北側入口と併せて将来的な整備内容を検討します。



図4-1：滝と流れ

② 園路の改修

園路は、当面は現状維持を基本に、舗装部等に損傷が生じている場合に維持補修を行います。

将来的には、園路が「本質的価値を構成する有形の諸要素」の道（日光街道）の機能を継承する施設であることを踏まえ、歴史的な経緯や、風致景観との調和、段差や水溜り解消等の歩行性を考慮して改修を検討します。



図4-2：降雨時に園路に発生する水溜り

<園路改修の検討事項>

- ・日光街道の歴史的な経緯を考慮した風致景観の創出
- ・マツの生育環境に配慮しつつ、より多くの人々の通行への対応や歩行の安全性を確保するための舗装部の拡幅
- ・歩行や車椅子での通行の安全性確保を考慮した舗装への変更及び縦断勾配の改修
- ・排水を考慮した透水性舗装の導入や、維持管理や緊急時（事故・防災等）、イベント時の車両の進入を考慮した舗装への変更

③ トイレの更新

計画地内のトイレ2か所の更新を図るに当たっては、「草加松原」の修景への影響や利用状況等を踏まえて、必要の有無を判断します。なお、必要と認められた場合は規模やデザイン、設置場所等を検討します。

④ サイン類の改修

来訪者への情報提供の充実化と、「草加松原」の風致景観との調和を両立させていくために、サイン類の改修を検討します。

ア 総合案内板・解説板

来訪者への情報提供として、主要な入口に総合案内板や解説板を設置します。総合案内板には、名勝指定地内の施設案内と広域案内、草加松原の概要説明を多言語で掲載し、松並木の街道のイメージや、既設の望楼やトイレの意匠に合うようなシンプルなデザインを検討します。(既存の市内統一解説板は、鏡面のステンレス支柱で「草加松原」の風致景観の中で目立ちすぎるため、名勝指定地内に新規に設置する総合案内板や解説板とデザインの統一化を図ります。)

イ 誘導案内板

主要な入口及び周辺との接続部のみに設置することとし、施設更新時に総合案内板・解説板と合わせてデザインや色彩を統一するとともに、構造物の乱立を防ぐために集約化を検討します。

⑤ 構造物の修景

県道側擁壁や河川構造物等については、「草加松原」の風致景観の中で視覚的に際立つことを軽減させるための修景方法を検討します。

修景の検討に当たっては、松並木の景観への影響や、構造物周辺の設置環境や安全性の確保、道路等の周辺からの視認性の確保を考慮して、施設管理者等の関係者と協議を行った上で、遮蔽植栽の植樹、構造物自体の修景等、適切な方法を選定します。



図 4-3：総合案内板イメージ図

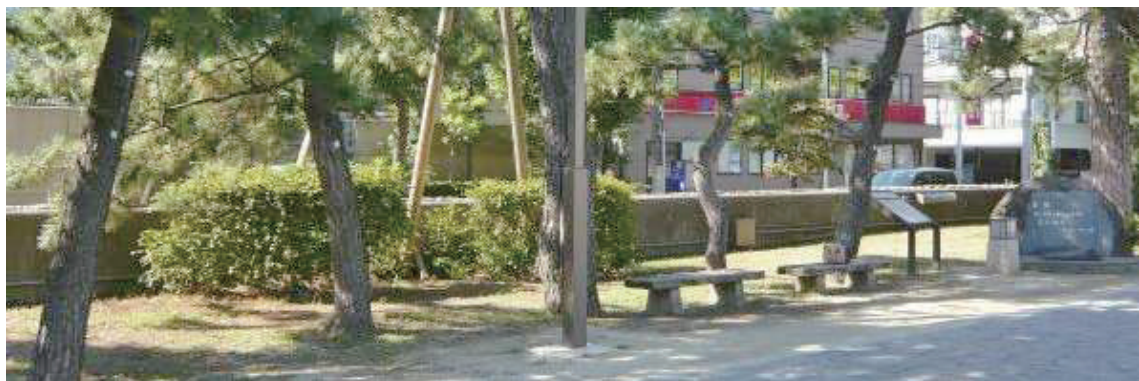


図 4-4：県道側擁壁

資料

1 「草加松原」及び周辺に関わる景観形成基準

- ・草加市景観計画から抜粋（令和元年（2019年）8月現在 令和2年度（2020年度）改定予定）
- ・網掛は、「草加松原」及び周辺地域固有の基準（それ以外は市域全体に共通する基準）

■ 建築物（分譲住宅以外）の景観形成基準

項目		基準	
建築物	形態・意匠	外壁	・まちなみとしての統一感のある形態や意匠に配慮します。
			・歴史・文化・伝統の趣を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮します。
		屋根	・まちなみとしての連続性のある形態や意匠に配慮します。
		屋外階段	・建築物本体と調和するように形態や意匠に配慮します。
		ベランダ	・共同住宅については、洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えにくい構造や意匠となるように配慮します。
		建築設備	・配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。
		屋上設備	・設置位置に配慮し、または壁面やルーバーなどで囲い、外部から直接見えにくくなるように配慮します。
	色彩	・風土と調和した色彩を使用するように配慮します。企業のCIカラーについても、風土と調和した色彩に調節するように配慮します。	
		・色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。	
		・建築物の中高層部分は低彩度とするように配慮します。	
	配置	配置	・まちなみの連続性や通りとの一体性に配慮します。
			・通りや隣地間の距離を確保し、ゆとりある空間を創出するように配慮します。
			・河川沿いの地区においては、河川、用水からできるだけ後退するように配慮します。
			・松並木への眺望を阻害ないように配慮します。
	高さ	高さ	・松並木や綾瀬川の景観に配慮し、圧迫感を生じないように配慮します。
	その他	植栽	・通りなどの公共空間に面する部分は、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。
			・綾瀬川の東側に面する部分は、積極的に緑地を設けるように配慮します。
			・敷地内にある既存の樹木はできるだけ保存するように配慮します。
			・周囲の自然環境との調和を考慮し、地域に根ざした樹種を生かした植栽をするように配慮します。
			・和風のデザインを基調とし、樹種を工夫することにより松原遊歩道と一体となった雰囲気を感じられるように配慮します。
	照明	・点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮します。	
外構	・圧迫感のある閉鎖的な塀・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植樹による囲いを行うように配慮します。		

			<ul style="list-style-type: none"> ・圧迫感のある閉鎖的な塀・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植樹または歴史・文化・伝統の趣を感じさせるような形態、材料、色彩の門、さく、塀とするように配慮します。 ・和風のデザインを基調とし、設えを工夫することにより松原遊歩道と一体となった雰囲気が感じられるように配慮します。
		付属設備	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場、ゴミ置き場は建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 ・広告、サイン等は、建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 ・駐車場は、通りから自動車が見えにくい構造とするように配慮します。
		自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機は建物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。

■ 建築物（分譲住宅）の景観形成基準

項目		基準	
建築物	形態・意匠	外壁	・同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。
			・周囲のまちなみと調和した形態や意匠に配慮します。
		屋根	・同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。
			・周囲のまちなみと調和した形態や意匠に配慮します。
		建築設備	・配管やダクト等は目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。
		色彩	・風土と調和した色彩を使用するように配慮します。
			・色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。
	・屋根の色彩は、外壁と調和するように配慮します。		
	・同一の開発区域内では、建築物同士の色彩の組み合わせが単調なものにならないように配慮します。		
	配置	配置	・同一の開発区域内では連続性を持たせるように配慮します。
	その他	植栽	・通りなどの公共空間に面する部分は、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。
			・開発区域内にある既存の樹木はできるだけ保存するように配慮します。
			・同一の開発区域内で緑が連続するように、区画ごとの境界部を積極的に緑化するように配慮します。
		外構	・圧迫感のある閉鎖的な塀・擁壁を避け、開放的な外構となるように配慮します。
付属設備		・駐車場の舗装は、素材に工夫したり、部分的に地被類を用いることにより修景するように配慮します。	
		・駐車場の位置は、区画ごとに規則性を持たせた配置とするように配慮します。	
	・ゴミ置き場はまちなみと調和した形態や意匠、色彩とするように配慮します。		
自動販売機	・自動販売機は建物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。		

■ 工作物の景観形成基準

項目		基準	
工作物	形態・意匠	色彩	・風土と調和した色彩を使用するように配慮します。また、建築物本体と調和するように配慮します。
		色彩	・色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。
	意匠	意匠	・点滅する光源の設置は避けるように配慮します。
		意匠	・外周部は緑化する等の修景を行うように配慮します。

■ 土地利用の変更の景観形成基準

項目		基準	
土地利用 の変更	形態・意匠	囲いの色彩	・風土と調和した色彩を使用するように配慮します。
		囲いの色彩	・色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。
	その他	植栽	・通りなどの公共空間に面する部分は、積極的に緑化するように配慮します。
		堆積	・資材、廃棄物、残土等は、人の目線より低く整然と堆積するように配慮します。

2 「草加松原」及び周辺に関わる色彩基準

・草加市景観計画から抜粋（令和元年（2019年）8月現在 令和2年度（2020年度）改定予定）

歴史・文化・伝統の景観ゾーン （草加松原地区） 松並木の色に調和する色彩であり、松の美しさを引き立て、安らぎと文化を感じさせる色						

※印刷の色は実際の色とは異なりますので、マンセル値を参照してください。

国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」
整備基本計画

令和元年8月20日策定

発行：草加市教育委員会

〒340-8550

埼玉県草加市高砂1-1-1